



総研叢書

第1集

# “いのち”が危ない

現代社会の諸相と課題

児童をめぐって

児童虐待

学級崩壊

中・高校生をめぐって

不登校

援助交際

いじめ

青・壮年をめぐって

人工妊娠中絶

結婚・離婚

高齢者をめぐって

介護

高齢者虐待

浄土宗総合研究所編



---

総研叢書……………第1集

---

# “いのち”が危ない

---

—現代社会の諸相と課題—

---

## 児童をめぐって

児童虐待  
学級崩壊

## 中・高校生をめぐって

不登校  
援助交際  
いじめ

## 青・壮年をめぐって

人工妊娠中絶  
結婚・離婚

## 高齢者をめぐって

介護  
高齢者虐待

浄土宗総合研究所編



## はじめに

宗教は人間の（究極的な）救済を主題としている。

仏教では、対機説法として一人ひとりの人間の問題に焦点をあてた悟りへの道を教えている。法然上人は宗歌「月かげ」で、阿弥陀仏が一人ひとりの人間にあたたかな慈悲の光をあてていることを説かれている。つまりは、一人ひとりの問題に焦点をおいた教えを説くことが仏教の主題であったのではないだろうか。こうした理解が許されるならば、現代の布教は現代人の問題に対応することをさしていることになる。

現代人の苦悩とは何か。よくいわれることは人間がつながりを失い、孤立化した現状にあるということである。

そこでまずは身のまわりにある問題は何か、何が新聞やテレビなどのマスコミで問題となっているのか。それに対して仏教者からの答えが求められているのではないか、などを探ることとした。我々は教化者としてこうした問題を正確に捉らえているのだろうか、という自省のもとに個人の“いのち”の危機を取り上げてみることにした。具体的には、個人のライフステージにおける特徴的な問題を取り上げてみたのである。

従って本書の編集方針としては、（基本的には）それぞれの問題が現実にとどのような問題であるかを新聞やマスコ

ミ情報を貸りて提示する。次いで、それぞれの問題がどの様に解釈され説明されているかをまとめる、という二点を基本とした。その上で教化者、念仏者としてどのように対応するかを担当者個人の意見として書いてもらうことにした。これは、まず何が起きているか、それがどの様に説明されているかという事実をまとめるならば、専門家でない<素人>でもある程度は可能なのではないかとの考えからの企画である。ただ、総論的な教化者からの意見となると課題は重く、安易な説明・理解は誤解のもとになる。それゆえ、各部分は担当者の考え方を提示したもので、これが基準であるというものではない。あくまで資料を整理された担当者のひとつの見方と考えていただきたい。

何よりも、本書を利用される教師の皆様が、私ならばこう考える、このように行う、との参考例のつもりであることをお断りしたい。また、こうした問題には専門領域があり、それぞれの専門家もいる。しかし、寺院の僧侶として念仏の教化者としての立場から送れるメッセージもあると考えている。今回とりあげた問題は社会的、一般的なものにすぎないという見方も取れるが、他方では“いのち”（宗教的には“魂”の問題という方がいいかもしれない）が見失われつつあることが問題ではないか、との共通した理解にたった企画であった。そのため「“いのち”が危ない」というような、やや面映ゆいタイトルとしたのである。

なお、最近クローズアップされてきた「ひきこもり」等

の問題については、企画時（平成10年度）には考慮されて  
なかったことをお許しいただきたい。

本冊子は従来『布教資料』として発刊していたが、体裁  
をかえ『総研叢書』として発刊することになった。今回執  
筆にご協力いただいた大正大学の落合崇志先生はじめ総合  
研究所の研究員諸師、並びに編集にご協力賜った浄土宗出  
版室の小林正道室長、栗田順一課長に厚く御礼申し上げる。

最後に、本書の企画・執筆に尽力いただいた大室照道研  
究員が、去る6月末に急逝された。心から莊嚴浄土を祈念  
したい。

平成 11 年 11 月

浄土宗総合研究所主任研究員 鷲見 定信



はじめに

鷺見 定信

児童をめぐる——— 1

児童虐待 鷺見 定信 2

学級崩壊 佐藤 良文 13

中・高校生をめぐる——— 27

不登校 大室 照道 28

援助交際 武田 道生 37

いじめ 林田 康順 50

青・壮年をめぐる——— 61

人工妊娠中絶 戸松 義晴 62

結婚・離婚 長谷川 岱潤 77

高齢者をめぐる——— 89

介護 佐藤 雅彦 90

高齢者虐待 落合 崇志 102



児童をめぐって

# 児童虐待

鷺見 定信

## はじめに

児童とくに幼児への虐待が増えている。このところ毎日どこかで児童虐待（Child Abuse）のニュースが流れている、という印象がある。本書編集のいまも、5歳の子供が義父に虐待されて殺されるという事件が流されている。平成9年の表面化した虐待件数は5,399件を数えているという。『厚生白書・少子社会を考える』—子どもを産み育てることに「夢」をもてる社会を—（平成10年度版）から児童相談所における児童虐待の処理件数を見ると、平成2年には1,101件であったのが、平成6年には1,961件、同8年には4,102件と増えつづけて来ているのである。

虐待される子供の9割が6歳未満であるという。虐待者は、性的虐待では95件のうち、実父が47例、継父が15例、養父が12例、他は兄弟（5例）、祖父（1例）、おじ（4例）、その他の人（4例）となっている。

性的虐待以外の虐待1,559件をみると実母が823例、実父が416例と圧倒的に実の親が加害者となっている。参考

としてみれば継父 63 例、養父 58 例、継母 50 例、母の内縁の夫 24 例、養母 18 例、祖母 16 例などが主なものである。虐待するもののうち、子供に最も近い関係のものが最も大きな数値を示していることに驚かざるを得ない。また、虐待を行う親のうち 23 %が幼少期に被虐待体験を持っているという。

虐待のデータの怖さは、家庭という密室でのできごとのゆえに表面化しにくいという点にある。水面下においてどれだけ多くの虐待が潜んでいるのか分かりにくいことにある。

かつて間引きなども含めて幼児、児童への虐待はみられた。それは「貧しさ」が大きな要因となっていたといわれる。池田由子（『児童虐待』岩波新書）は児童虐待を社会の貧困から生まれる〈社会病理としての児童虐待〉と、それに対して親個人の〈精神病理としての児童虐待〉、あるいは家族全体の病理として現れる〈家族病理としての児童虐待〉に分ける。そして現代では貧困が原因の社会病理にたいして精神病理による虐待が増えているという。

虐待の事例をあげてみよう。

## 新聞にみられる虐待

(1) 東村山市の場合では、内縁の妻の子供の小学校 2 年生、7 歳の子供を「お前なんか死ね」といいながら布団タタキ

で殴り一週間のけがを負わせた。子供は逃げ出し近所の人に助けを求めて保護された。この男性はたばこの火を体に押しついたり、縄跳びの紐を首に結び付けてテーブルの角にぶついたり虐待を重ねていた。

(『朝日新聞』 92.4.10)

(2) 阪神大震災から一カ月後に開設された相談専用電話「女性のこころとからだ」では、目立った相談には、子供をいじめてしまうという母親からの電話であるという。相談員のひとり東山千絵さんが面接した 20 件のなかには、子供の手にもマッチ針を何箇所も突き刺していた例や、幼い子供の髪の毛を抜いてしまった例があったという。104 例の相談のうち、20 代が 66 例、30 代が 37 例という。

(『朝日新聞』 95.7.26)

(3) 名古屋市の精神科医に相談にいった母親と子供が診察室に入ろうとしたら、子供がバタリと倒れてしまった。診察室という密室に入ると、また母親からぶたれると思ひ、その恐怖から子供は診察室にはいるのを拒否したのである。ここで相談に当たっている加藤正さんは「子供を虐待している母親自身が、子供のころ母親に虐待されたという体験がある方です、ひどいときはお前なんか死んでしまえ、と折檻するらしい」という。(『朝日新聞』 96.5.14)

(4) 平成9年8月、御殿場市で寝かせたまま1歳6カ月の子供を放置し、衰弱死させた疑いで18歳の母親が保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕。 (『朝日新聞』98.2.27)

名古屋市で小学校6年生の女の子が8月から12月まで4カ月間放置されて死亡した事件が係争中であることが記されている。母親は少女が8月に風邪で寝込んで起きることができない程衰弱しているにもかかわらず、医者に見せることもせず、満足な食事や入浴もさせないまま放置したことによって、少女は12月に栄養障害と細菌感染により死亡。母親が正常な判断能力がなかったとして責任能力に欠け、虐待でないとの弁護側の意見で鑑定を要求。

(『朝日新聞』98.9.24)

(5) ひととき欄に投稿された「帰省でうずく心の傷」は30歳の女性が子供のころに兄にいたずらをされ、自分もわかったのだとこころの傷を胸に潜めつつ大人になったが、その後の人生に影響し、恋愛にも臆病になり失敗をする。ある時、幼児への性的虐待の記事を読み、そこに書かれた「けっして自分をせめてはいけない、あなたは何も悪くない」の言葉に涙があふれ、家族にその体験を打ち明け、夢のなかで兄の首を締め、大声でののしる自分が出てきた。「暗い水面下にあったものが、やっと表面化し、少し心が楽になった」と。しかし帰省で兄がかえってくると嫌悪を

覚える自分がまだ確かにここに居る。私は兄を許さない、と結んでいる。 (『朝日新聞』98.8.22)

以上幾つかの事例を『朝日新聞』の記事から上げてみた。この他、虐待の事例や実態は手元にある『わが子がかわいく思えない』(金沢佳子・NHK出版)、『子供の虐待』(津崎哲郎・朱鷺書房)などの書籍で知ることができる。

## 虐待の定義

通常虐待は、この問題に詳しい齊藤学によれば「次の世代の養育という責務を担っているはずの大人からの子供に対する不適切な行動、態度」(『子供の愛し方が分からない親たち』92)をさし、①身体的虐待、②性的虐待、③情緒的(心理的)虐待、そして④ネグレクト(養育の怠慢・拒否)の4種に分けられる。

児童虐待が日本で大きな問題となった一つの事件はコインロッカーに乳児を捨てた事件からで、これを契機に厚生省が実態調査に乗り出した。昭和48年のことである。その時の児童虐待調査研究会の児童虐待の定義をかりて若干の説明を加えたい。

①身体的虐待は「外傷の残る暴行、あるいは、生命に危険のある暴行」である。事例(1)、(2)、(3)であげたような針を突刺したり、髪を引きぬいたりのほか、タバコの

火を押しつけたり、殴ったり、蹴ったり、幼児の身体を投げ付けたりすることである。

④保護の怠慢ないし拒否はネグレクトとも呼ばれる、これは、「遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置」で、養育者による児童の健康と発育・発達に必要な保護、最低限の衣食住の世話・情緒的、医療的ケアの不足または欠落したために、児童に栄養不良、体重増加不良、低身長、発達障害などの症状が出た状態で“養育の放棄または拒否”養育の無知のいずれかによるもの、とされる。(4)の例は養育の無知によるものと思われるが、子供の一時的な放置も怠慢・放棄である。母親がパチンコのあいだ子供を車の中に置き去りにしてしまった事件は記憶に新しい。また、夜中に遊びに出て子供を置き去りにしたままの母親もある。ロサンゼルス郡ガーデナ市で生後11カ月の赤ちゃんを置き去りにした日本人夫婦が児童虐待で逮捕されたという。夫婦は45分ほどスーパーで買い物をしていたのである(『朝日新聞』95.2.18)。アメリカは児童虐待は厳しい処罰の対象となっているだけでなく、周囲の人々も児童虐待には監視の目を光らせている。蒙古斑を持つ日本人の子供が身体検査で親から虐待を受けたとして疑われた例もある。

②性的虐待は「親による近親姦、または親に代わる保護者による性的暴行」である。加害者からの口止めや、自身の罪意識から母親や周囲の人に相談できず一人で悩みを抱え

ていることが多い。その上親の性的虐待は刑法上の罪とならない点でも問題がある、とされている。

③情緒的（心理的）虐待は①②④以外の「その他の極端な心理的外傷を与えたと思われる行為」で親などの養育者が振る舞いや言葉によって極端な心理的外傷を受け、児童に不安、おびえ、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習慣異常などの結果が生じる状態をさす。（3）にも見られるような『お前なんか生まれてこなければよかった』というの典型的な例といわれる。このほか、バカ、アホウ、頭が悪い、グズ、ノロマ、チビ、デブなども子供の心を著しく傷つけているといわれる。とくにお前はママの子ではない、死んでしまえなどの言葉は子供の存在を根底から否定する言葉とされる。

## 虐待か、しつけか

この虐待がしばしば“しつけ”と誤解されていることもある。『広辞苑』では、しつけは「礼儀作法を身につけること、また身についた礼儀作法」というが、ここでは子供がその年齢・立場に相応した社会性、つまり生活・社会規範を身につける、ということと考えたい。この年齢、立場に相応した生活・社会規範を教え込むために言葉でしかることや、お尻をたたかれることはよく見聞きすることである。かつてしつけがよい、しつけがわるい、という言葉は

正しい家庭のあり方を示す指標ともなっていた。しかし、しつけと虐待との境界はみえにくい。中央児童相談所の矢島所長によれば『虐待問題を難しくしているのは、保護者が自分の行為を虐待と認めない場合だ。相談を受けて相談員が訪れても「しつけど」と言い張る保護者が多いという（『朝日新聞』98.5.28）。事実、本人はしつけのつもりで虐待をおこなっていることもある。武田京子は『わが子をいじめてしまう母親たち』（ミネルヴァ書房）の中で「親の愛や教育の名のもとに正当化されるので、子供の人格は一層破壊されやすい」という。

## なぜ虐待するのか

虐待の加害者に母親が多いのは前掲したデータに明らかである。なぜ母親が加害者となるのか。その点では武田の前掲書は多くの事例をあげてよい参考となる。そのいくつかを見ていくと、1章では母親の自己喪失が主要な要因としてあげられている。それは若さ美しさの喪失と自分自身の喪失、人間関係の喪失から虐待をしてしまう事例が語られる。また2章の不慣れな子育てでは、泣き声にたえられない、(子供が) 食べない・飲まない、トイレ・トレーニングの嘆きなどが語られる。さらに3章では子供がうまく育たないとして、イヤという子供、子供の容姿が気に入らない、物覚えが悪い、汚す子供などからストレスに見舞

われる状況が語られる。

こうした原因の一つに、子育ては女性の役割と決めつけてきたことにある。女性は三つの顔を持つといわれてきた。まず一人の女性として、そして妻として母親としてである。これまで女性は（主として男性の立場からは）母親としての母性の持つ価値が重視されてきた。それは女性としての側面を否定することで成立するようなあり方であった、といえるだろう。今女性は一人の美しく自立した女性として生きると共に、妻として母としても認めてもらえるような世界を求めてきている。厚生省の「育児をしない男を父とは呼ばない」のポスターは新しいあり方を教えている。育児は母のものという神話に夫婦での子育てを、とくに男の理解を求めているのである。

具体的な問題として、人間関係の稀薄さが虐待問題の背後に横たわっていることが指摘されている。夫婦中心の新家族では高齢者からの子育て情報が伝わりにくくなっている。また、周囲との人間関係もスムーズに結ばれていない。とくに育児や家庭生活における夫との関係性の欠如があげられる。孤立した中で若い母親は子育ての情報を極めて偏った形でしか学習されていないことである。たとえば一人で子育てをしている若い主婦のなかには、赤ちゃんのオシッコはテレビコマーシャルに出てくるようなきれいなオシッコだと思い込み、濁った色が出たことで病気と勘違いして保育所に相談してきた例もある。厚生省の指導で保育

所などでも地域育児センターの事業の中で家庭に閉じこもりの母親のための情報提供を行っていることでも状況を理解できるだろう。

さらに、(3)にもコメントされているように、虐待する親のうち幼少時に虐待を受けた経験が多いことがあげられる。幼少時の被虐待体験から、自分の子供とどのように対応していいのかわからなくて虐待してしまうといわれる。

こうした虐待された経験を持つ子供はその後に様々な身体的、情緒的障害を持つことが多い。人間を信じられなくなったり、情緒不安定になる。また暴飲暴食、非行や登校拒否の原因ともなる。アメリカのレーガン大統領の娘パティ・デイビスは、母親から虐待をうけたことから非行にはしり、ドラッグ、不純異性交遊に走ったことを自伝で語っている。幼児体験がトラウマとなってその後の人生が狂うというテーマは犯罪小説や映画などの重要なモチーフとなっている。幼少児の虐待はいま現在の身心への苦痛を与えるだけでなく、その人の一生に苦しみを与え続けるという意味で問題が大きいのである。

虐待は主として家庭で行われる。しかし家庭外でも行われているのはいうまでもない。保育園や各種の施設での虐待、また新宗教やコミュニティ集団において、修行という名目で十分な食事や教育の機会を与えないなどの虐待が日増しに明らかにされている。

## 虐待への仏教者の姿勢

児童虐待の問題に寺院や教化者は何ができるのだろうか。まず本稿を書いている現在（99年6月）次々と虐待の事実が明らかにされている。いかに虐待問題が潜在化していたかがわかる。一つ、二つと虐待問題が提示され、それが三つ、四つと重なると「ああ、これも虐待なのか」と誰でも問題になる。そうした状況が今現在のものである。何よりも虐待が家庭や児童施設、社会と切り離された隔離型の集団という密室ともいべき環境での出来事である。また、被害者が小さな子供たちである。表に現れにくいという性格が強い。そこにあるのは孤立化という問題である。個人や家族が人間・社会とどのように結ばれているのか、結ばれるべきなのかという〈人間・社会との関係性〉の喪失という点にひとつの問題があるといえる。伝統的な仏教が説いていたのは仲良くする、という、人間関係の大切さではなかったか。布施を行うという、他者をささえることの美德ではなかったか。しかし、直接的な解決の方法は今提示できないが、虐待をしてしまう人、虐待を受けた人、いずれも心の深い部分に傷を受けている。その傷の痛みのあらわれは、その人その人によって微妙な違いがあると思われる。一人ひとりに寄り添うという営みが、教化者のとりうるひとつの道ではないだろうか。

# 学級崩壊

佐藤 良文

## はじめに

「学級崩壊」。この言葉は、平成7(95)年ごろから教師の間では潜在的に使われていたが、これがマスコミを騒がすようになったのは平成9(97)年の日本テレビ「ドキュメント97」が「学級崩壊」をテーマにあげてからであろう。

すでに「7・5・3」＝授業を理解しているのは小学校7割、中学校5割、高校3割、と言われてから久しいが、単に「授業が成立しない」というだけに留まらない学級崩壊には、それまでの「荒れ」とは違う次元の問題を抱えている。

言うまでもなく学校は、生徒（児童）が勉強をする場であるが、同時に一日の大半を過ごす社会でもある。この、教師と生徒を含んだ社会そのものが「崩壊」している、というのが「学級崩壊」である。教育あるいは学習の内容といたった面よりも、その基底をなす人間関係が円滑でないことによって、今までの教育のスタイルが通用しなくなってきたのである。

## 「学級崩壊」の経緯

新聞上での「学級崩壊」の初出は平成7年2月である。そこには、中高学年で「担任の先生が嫌い」と児童が教室からいなくなる「学級崩壊」があちこちで起きていると指摘。「崩壊は、担任個人の問題ではなく、厳しい指導、しつけ重視の教育が求められる中で、子供と心が通わなくなっている」（『毎日新聞』静岡版）と、管理教育の問題の一つとして「学級崩壊」が報じられている。

その後、平成9年ごろから日本テレビ、NHKなどテレビにより「学級崩壊」が取り上げられ、新聞でも特集が組まれるようになった。各地の教職員組合でも、平成9年後半より事例の報告が増え、平成11(99)年1月の教研集会(岡山)では、「教職員が経験、誇り、心身の健康までも失い、休職したり辞職した例もある」と、重大な課題として「学級崩壊」が取り上げられている。民間では、大学教授や教師OBらによる「授業研究所」が平成9(98)年2～3月にかけて実態調査を行い、『学級崩壊からの脱出～教師412人の実態調査』（フォーラムA）としてまとめ、定義や実態の報告が行われている。また、文部省では平成11年1月、この問題に関して本格的な調査を決定し、文部大臣が教師との懇談を始めている。

なお、これに関しては「(問題が起きていることが)

オープンになること即ち教師の敗北」という一種のなわばり意識が強いため、なかなか実態が見えてこないという指摘がされている。

## 新聞記事と分析

それでは次に、新聞記事からいくつかの「学級崩壊」の記事をあげよう。実は、おなじ崩壊といっても低学年でのものと高学年のものでは子供と教師の関係について違いが認められるので、それぞれをあげていきたいと思う。

まず高学年の例として、『毎日新聞』の記事をあげよう。

(前略)

### ◆大阪・北東部

大阪府北東部の公立小学校。ここでは2年前から学級崩壊が現れた。

例えば、6年生の習字の授業。リーダー格の男子が「おい、何枚書くねん」と女性教師を挑発する。「5枚書いて、1枚提出しなさい」と言うと、「書いたで」と紙をほうり投げ、別の男子が机に足を投げ出して「はよ、取りに來い」と言い放つ。この2人の男子が教室の後ろで遊び始めると、ほかの子供たちも声を上げ、立ち歩いた。

野球の滑り込みのまねを繰り返す。ロッカーの上を歩く。廊下に飛び出す……。ついにドッジボールが始まり、騒ぎ

で駆けつけた男性教師は「まるで“解放区”だった」と振り返る。

リーダー格の男子は女性教師にかばんをぶつけ、足をかけて自宅に帰った後、スパナを持って再び登校し、「(担任を) やってやる」と言いながら、非常階段をゴンゴンとたたき続けたこともある。彼が荒れる背景には家族関係が不安定なこともあったようだが、追随する子供たちには特にそうした事情はなかった。

原因がはっきりしないというつかみどころのなさが、今の学級崩壊現象の特徴の一つだ。 (98.12.19)

この記事は、高学年男子が、教師を挑発し、授業を拒否している様子が示されている。また、中心でない子供たちまでが、制止する方向でなく教師に対して一種反抗している様子が注目される。

次に、低学年の例として、『朝日新聞』の記事を抜粋しよう。

東北の農村の小学校の運動場。チャイムが鳴っても、花壇のさくを抜いて投げ合っている。この春入学した一年生だ。

「算数やろ」と言う。「ヤダヤダァ」と手足をばたつかせる子も数人。

「まるで幼稚園児だ」とタケオ先生(29)は感じる。

担任を敵視して私語や立ち歩きのルール違反をする高学年と違い、低学年はルールそのものを知らず、最初からずっと授業が成り立たない場合が多い。

山口県の小さな町の小学校。2年のクラスで今春、あくびとも叫び声ともつかない「あー」という奇声が響いた。

机の間に寝そべる子もいて、授業参観の母親たちは目を丸くした。

担任のマサル先生（37）らは幼稚園や保育園を見学した。

園児たちは気の向くままに遊んでいて、みんなで同じことをする場面は少ない。保母らが「大変です」とこぼすのを聞いて、「自分と同じだ」と妙に安心した。

水道の蛇口を開けて廊下を水浸しにする子をしかると、教師を直視できない。目玉がグリッと横を向くのだ。

困り果てて9月、思わず強く抱きしめると、初めて目が合った。数日後、母親が報告してきた。「先生大好き」と言いながら、漢字をノートにいっぱい書いていたという。

(98.11.15)

低学年では、高学年と違って意識的に授業を妨害する様子は見られない。しかし、「いやだから」ですべてを拒否し、集団で生活することを受け入れようとしない様子が報告されている。また、この記事にある幼稚園や保育園は、いわゆる「自由保育」を行っているようであるが、この「自由保育」と「学級崩壊」の関係も近頃は取りざたされ

ている。

## 「学級崩壊」現象の整理

現時点では、上條晴夫氏（『授業づくりネットワーク』編集長）が同誌平成 10（98）年 7 月号（46～49 P）でまとめておられるものがコンパクトで要点を押さえていると思う。同氏は、『現代と教育』（97.10）『教育』（97.2）『ひと』（97.11）『総合教育技術』（97.9）の各紙の特集記事から抽出して、傾向と特徴を述べている。

まず、傾向として「崩壊の時期が早くなっている」「崩壊の学年が下がってきている」「年輩の教師にも発生している」等のことを挙げ、続いて学年別に特徴をまとめている。

低学年では「教室からふっといなくなる」「パニックをおこし泣き出す」「授業中に立ち歩く」「物を投げる」など、中学年になると「教師にむかってウルセイ、クソババアなど悪態をつく」「教室から教師を締め出す」など、さらに高学年になると「授業妨害」をキーに「授業中おしゃべりする」「机やいすを友だちに向かって投げつける」「歩き回る」「鉛筆・絵の具・ボールなどを教師に投げつける」「落書き」「学年全体が荒れる」「廊下に出ていく」といった特徴を指摘している。

はじめに「学校という社会・その基盤としての人間関係

が崩壊している」と述べたが、その視点で見ると、低学年では「教師という（教える）者への対応ができない・共同生活のルールが身に付いていない」と言えるのに対し、高学年では「意識的に教師との人間関係を拒否している、あるいは信頼を持っていない」と言えるようだ。

また、上條氏は教師・家庭の現状について、教師には「5年生担任の持ち手がない。転入者に任すことが多い」（5～6年は持ち上がりのため）、「1年生の担任も嫌がられるようになってきた」「子供を保健室へすぐ手放す」と指摘し、家庭については「保護者が子供の前で教師の悪口を言う」「生活習慣が夜型に変わった」等の点を挙げている。

### その原因——3つの視点から

まず最初に、学級経営・いじめ等の人間関係（内部的要因）の問題。子供の側の「先生観」の変化によって、「先生の言うことは聞くもの」という教師の常識と、子供のそれとのギャップが大きい。加えて全般的にコミュニケーションが不足または稚拙になっている。先生に対する不満があからさまに発言されるのは、今時の子供気質を表しているように見える。

次に、しつけ等を含めた教育・学習観の変化が挙げられる。「管理教育」へのアンチテーゼとして、この10年来

「のびのび」「自由に」「主体的に」と進められた教育が、一種の履き違えで「勝手」「自己中心」「我慢しない、できない」子供を生んでいる、という指摘である。また、さらに厳しく「のびのび自由に行われるのは教育ではない。自主性だけで養えないものを教えるのが教育である」という意見まである。

三番目は、住宅事情の変化に伴って家族の関係が過密化した結果として、家でストレスを溜め、学校で発散しているのではないかという指摘である。以前と比べ、家庭での遊びに制限が増えている（人数・空間・遊び方）。学校が終わって帰宅すると、昔は暗くなるまで外で遊ぶ子が多かったが、今では家や友だちの家、塾などに行っている場合が多い。周りの大人も、不況などの影響でイライラ・キレやすくなっている。そうすると「家では静かな、手の掛からない子」である代わりに、「外ではやりたい放題」な子が増えているのではないかというのである。

## 仏教者としての対応——お寺の可能性

次に、仏教者（浄土宗僧侶）として、またお寺として、どのようなアプローチが可能なのか考えていきたい。教育に関しては、もはやひとりの先生に生活指導・教科などの全般を負わせるべきではないと考える。個人的な力量を増すことも大切だが、先に挙げた社会的要因を鑑みると、多

くの人によって補完していくべきものと考える。

### ①大人に伝えたいこと

子供にとって大人は、環境の一部と言える。どのような子供観・どのような態度が子供にとっての「良い環境」だろうか。

教育の現場では、集団のキーとなる人物と教師との関係が最も重要である。キーとなる人物が教師に「私は受容されていない」というようなことを感じているならば、改善は難しい。えてしてそのような子供は「かわいくない」ものだが、その子を受容できれば改善のきっかけとなる。

受容には様々なレベルが考えられるが、畢竟「無条件の受け入れ」ということであろう。叱ったり、褒めあげたりして「あるべき姿」になるのならばそれでよい。しかし、どんな手を使っても殻に閉じこもったり、信頼関係が築けない場合は、その子のありのままを受け入れていくよりない。しかも、「どうせ…」という諦めではなく。

「この子も本来は、あるべき様に育つ力があるはずだ。今はどうしてだか力が発揮できていないのだ」という期待を持った受け入れでなければ意味がない。確かに今は「何もできない、困った」子かも知れない。しかし、「こうだから」良い・悪いと条件をこちらが付けてしまえば、それは受容にならない。

阿弥陀様は、「何を持たなくともよい、何ができなくと

もよい」と、すべての人をお浄土に受け入れようとして下さっている。我々の子供へのまなざしも、同じにはならなくとも、せめてそれを目指すべきではないだろうか。

家庭も含めた、社会全体の動きとして、子育て全体が以前の「しつけ重視」や「基本的生活習慣重視」から、その反動とも思える「のびのび重視」へと主流を移しつつある。仏教者として、これに関しては中道を主張したい。どちらの極端にも偏ることなく、バランスを取ることが大切なのだと。親の態度の統一性ということを問題視する声もあろうが、「常にバランスを考える」という統一性こそ望まれるものである。学校の先生からも「今の状態では、敢えてしつけ重視と発言したい」という意見もあり、このようなバランス感覚を保つことが肝要だろう。

また、我々にはよっぽど「当たり前」と思えることでも、敢えて発言すべき必要が出てきている。「夜は早く寝ましょう」「朝御飯を食べましょう」という指導が、改めて学校でなされているのである。育児雑誌を開くと「こんなことまで何でわざわざ」という情報が多いが、これも同じことであると言えよう。

## ②子供に伝えたいこと

「嘘をつくと閻魔様に舌を抜かれるよ」「ばちが当たるよ」といった言葉は、子どもたちの間ではすでに死語である。このような話はいわゆる科学的価値観とは相容れない

が、このようなファンタジーによっても価値観の形成を助けることはできる。

「だれにも迷惑をかけていないのに、どうしていけないの」「なぜ嘘をついてはいけないの」という質問に、科学的に知識として答えられなくとも、結果としてあるべき態度を身につけさせることは可能なはずだ。河合隼雄氏が「魂が汚れる」と表したことを、もっと強力に伝えることができると思う。

現代では、家庭でストレスをため、学校や児童館で発散するような子が増えているという。我々僧侶は「いやなことや、悲しいことがあったら仏様に愚痴を言いなさい」と育てられたと思う。今風の言葉で言えば、自分でストレスを解消していく一つの方法、となるだろう。しかしそのような習慣は、子供の頃から身につけていなければならない。「仏様は、みんなの言うことを何でも聞いていて下さるからね、何時間でも聞いていて下さるからね」と伝え、できれば大人たちのそのような姿を見せていきたい。

そのことはまた、親や家族では抱えきれないものをお任せするという意味で、「閉じている」と言われる核家族の、突破口の一つとしてお仏壇の仏様を位置づけていくことになるだろう。

### ③お寺という施設の可能性

「家族が閉じている」ということを述べたが、それに対

しての「開く」ということが、これからのキーワードになるのだろうと思う。家庭が閉じることによって起きやすくなると指摘されている過大な育児疲労や幼児・児童虐待、教室が閉じていることと「学級崩壊」・登校拒否などの関連を見ていくと、では我がお寺が「開く」ことによってどのような可能性が見えてくるのだろうか。

「開いている」というのは、「外と繋がっている」ということだが、つまり「受け入れていける」ということである。お寺が地域を「受け入れる」とは、実際どのような状態だろうか。

まず考えられるのは、境内開放を初めとする場の提供であろう。お寺は配置がゆったりとしており、その空間は人を落ち着かせ、なごませる力がある。散歩の休憩場所でも、子供たちがかくれんぼをする場としても、ストレスから解放される場として、より地域に根付いたお寺になっていくのではないだろうか。

さらに積極的には、ある児童館の厚生員の方から、「不登校児の受け入れは考えられないだろうか」という提案をいただいた。専門として対応できるものではなくとも、子供たちに居場所を提供することで、少なくとも「さらに危険な環境」から子供たちを守ることができるのではないだろうか。

お寺や青年会で主催する「子供会」の類は、可能性が大きいと思う。そういった機会では、普段の「勉強が大切」

「今が楽しければいい」という価値観から離れて、「生きるとは」「食べるとは」「生活するとは」といった課題に直面しやすいからである。そういった、普段の学校生活では見えにくいものを正面から取り上げることによって、子供たちの生活に深みを増すことができるのではないだろうか。



中・高校生をめぐって

# 不登校

大室 照道

## 不登校の事例

<少年の例>

少年は初めて保育園に連れられて行った日には、激しく泣いた。

小学校に入学してからは、家のドアにしがみついて学校へ行くのを嫌がった。友達に迎えに来てもらったり、姉に引きずられるようにしていやいやながら行かされた。

学校へ行きたがらない少年に、一流大学を出て会社でもエリートといえる地位にいる父親は、なぜ学校へ行かなければいけないかと、いつも説教していた。

ある朝、母親が起きられない少年を何度か起こそうとすると、少年は怒って母親に暴力をふるった。ストレスが限度を越えて起きられる状態でなかったのに、起こし続けたことに対して激しい怒りをおぼえたのだ。

その後、不登校、家庭内暴力が続いた。

少年が中学2年の時、思い悩んだ父親は少年を金属バットで殴り殺した。

### ＜少女の例＞

少女は恵まれた家庭に生まれた。一流大学に通う兄がいる。少女も小学校へ入った時からずっと成績が良かった。中学2年生になったとき、病気で一ヵ月ほど学校を休んだ。回復したがそれ以来不登校になってしまった。勉強についていけないわけでもなく、いじめがあるわけでもない。自分でもなぜ学校へ行くのが嫌なのかわからない。

夜には明日学校へ行こうと決心しても、朝になると頭痛や発熱にみまわれる。医者にかかっても体に異常はないと言われる。

親も最初はがんばって学校へ行くようにと言っていた。担任も心配して何度か家庭訪問した。しかしある時父親が「学校へ行きたくないなら行かなくてもいい、家でゆっくり休みなさい」と言ってくれた。本当に嬉しかった。いままでずっと優等生でいたが、それが重荷だったのかもしれない。

勉強は学校の教科書と通信教育でしている。気が向けば本を読んだりセーターを編んだり、好きなことをしている。

最近、高校へは行きたいと思い受験勉強をはじめた。

### 不登校とは何か

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは

は社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあることをいう。ただし、病気や経済的な理由によるものを除いている。

『青少年白書』によれば、文部省は従来、不登校の全国的な状況について、毎年実施している学校基本調査において「学校ぎらい」を理由として年間50日以上欠席した児童生徒の数を把握しており、平成3年度からは30日以上欠席者についてもその状況を調べている。

それによると、9年度において50日以上学校を欠席した不登校児童生徒数は、小学生16,383人(0.21%)、中学生71,127人(1.59%)となっている。『白書』では、昭和41年の調査開始以来最も多くなっているとしている。

しかし、長期欠席について考察してみると、子供が学校へいかない、いけないということは最近だけのことではなく従来からのものである。わが国の小学校の欠席率は戦前は3%以上であった。戦後の長欠率の変化を調べても、ほぼすべての子供が登校していたのは昭和50年(1975)を中心としたわずかの間だけである。

海外に目を向けると、米国では地域差が大きいものの欠席率は平均して6%(1980)を越しており、英国でも全国で10%、都市部の中学校では25%(1990)にも上っている。ここで注目しておきたいのは、この数字がまずしい開発途上国ではなく、豊かな先進国のものであるということである。

これは、能力も関心も多様な個性豊かな子供たちを、大きな集団として学校という入れもので教育していこうとする限界を現しているのではないだろうか。

もう少し細かく不登校児童生徒の数の推移を考察すると、戦前や終戦直後は経済的な要因から長欠率は高かった。その後、経済復興やさまざまな環境の改善により長欠率はめざましく改善していった。

ところがまさにそのころから、病気でもなく、経済的な理由によるものでもなく、親の教育に対する無理解でもなく、本人に勉強意欲がないわけでもなく、いじめなどのトラブルもない子供が登校できないケースが現れてきた。これが不登校（登校拒否）の始まりであった。

最初期においては、子供の資質や成長過程に過保護や過干渉、スキンシップの欠如など、何らかの原因があったとするなどしたり、親や家庭などに欠点を求めることがおこなわれた。子供や親が親戚などに責められるというようなことも見られたようである。そして「戸塚ヨットスクール」のような極端なものをはじめとして、子供を登校させるための、さまざまな試みがおこなわれた。そんななか、各地で不登校児を持つ「親の会」がつくられ、またフリースクールのような施設も現れた。

従来は、不登校は非行と同じように好ましくないものとして速やかに改善すべきものとして、子供が望まないのにかかわらず、教師が家庭訪問をしたり頻繁に電話をかけた

り、友人と一緒に学校に行こうと迎えに行かせたり、保健室登校を勧めたりして登校刺激を与えていた。また親も無理やり学校へ行かせようとする例が多かった。これらは必ずしも誤った対応といいきれわけではないが、現在では学校に行きたくても行けなくて、つらく疲れ切っている場合が多い子供を、学校へ行けなくても責めることをせず優しく受け入れるという対応も必要だとされて来ているようである。

教育行政においても、1990年に文部省が設置した「学校不適応対策調査研究協力者会議」が「中間まとめ」を出した。ここでは、「これまでは、一般的に、登校拒否となった児童生徒本人の性格傾向などに何らかの問題があるために登校拒否になるケースが多いと考えられがちであったが。しかし、登校拒否となった児童生徒をみていると、必ずしも本人自身の属性的要因が決め手となっているとはいえない事例も多く、ごく普通の子供であり属性的には何ら問題もみられないケースも多数報告されている」としている。つまり「登校拒否はどの子にも起こりうる」と教育行政も考えはじめていたのである。

文部省は1983年に「生徒の健全育成をめぐる諸問題——登校拒否を中心に」としてまとめたときには、生徒本人に登校拒否をおこしやすい性格傾向ができていたとしていた。そしてその傾向として、不安傾向が強い、優柔不断、柔軟性に乏しい、社会的、情緒的に未熟であるなどとして

いる。

こうした見方から、ようやく普通の児童生徒にも起こりうるという認識の転換がなされたのだ。そして1992年には、不登校児の民間施設への参加を学校への出席と認めるようになった。

## 仏教者としての対応

なぜ子供たちが不登校に陥るのかという原因については、いろいろと論じられているが、不登校児を調べていくと、それぞれ千差万別で明らかにすることは難しい。

しかし多数の子供たちが不登校に陥っていることを考えれば、寺院の周辺、檀信徒などのなかにも不登校に悩む家庭があることが十分予想される。その時どう対応すべきかを考えておくことは必要であろう。

基本的な姿勢としては、どんなものも受け入れてあげるということであろう。多くの場合、不登校児は学校へ行きたくても行けないことで、ストレスにさらされていることだろう。家庭もそのような子供がいることによって悩んでいるはずである。そのような時、不登校は誰にでも起こる可能性があることで、恥ずべきことではないと教えよう。

学校には行かなければいけないと考えるのが普通だと思うが、本当に学校には行かなければいけないのだろうか疑問である。楽しく学校へ行けるのであればもちろん行くべ

きである。しかし、学校へ行きたくても行けない子供がいるのは事実である。夜には、明日は学校に行こうと決心しても、朝になるとなかなか起きられず、起きられても学校に行く時間になると、実際に腹痛が起こってしまったりする。そのような子供を無理に学校に行かすのは酷である。

つらい時にはゆっくり休むことが必要である。「学校へ行きたくなければ、行かなくてもいいよ」と言ってあげよう。極論すれば、この言い方も子供の判断を仰ぎ、暗に学校へ行って欲しいという親の希望を示すものである。積極的に「学校へは行くな」と言ってやるべきだとする意見もある。

学力がつかないことや、友人ができないことも心配であろう。しかし勉強や友人は学校以外でもできるものである。必要以上に将来を悲観する必要はない。不登校児には、周囲がのんびりとかまえ、学校へ行けないという状態を認めて受け入れてあげることである。そして、現在は親の会やフリースクールなど、様々な施設があることを知らせてあげよう。

寺にいと、不登校児をもつ祖父母に相談を受けることもあるだろう。高齢者は特に「学校には行かなければいけない」と思っていることが多いことが予想される。そしていろいろと不登校児に登校刺激を与えている場合があるだろう。しかしそのような登校刺激は、子供には有害なことが多いことを知らせなければいけない。

孫のことが心配なのは当然であるが、祖父母であればこそ優しく受け入れる姿勢が望ましい。孫の安らぎの場になるようにしむけよう。

子供は家庭内でゆっくり休むことにより、やがて元気を取り戻し学校へ行ける例が多い。

不登校児は必ずしも再登校できるというわけではないが、多くは大学や社会には適応している。小、中、高校よりは大学や社会の方が抵抗が少ないのではないだろうか。そして、ごく一部には中年になっても家でごろごろしている者もあることはある。しかしそうだからといって、登校を無理強いして自殺でもされたら救いが無い。実際に再登校をさせて自殺されて、こんなことなら家に置いてやればよかったと嘆いたという例があるので注意しよう。

不登校についてはまず担任に相談すべきであろう。しかし不登校は簡単に解決することは少ない。そんな時には各種の相談所や全国各地にある親の会に入るのもいいだろう。また、手軽にはインターネットにアクセスするのも有効である。現在では多くのホームページが開かれている。教育機関、医療機関、フリースクール、大学入学資格検定の予備校、親の会、さらには不登校児自身が開いているものもある。これらはメールによる相談に乗ってくれる場合が多いので、自宅に居ながら有益な情報を得ることができる。

## 参考文献

『いじめと不登校』岩波講座4、現代の教育 岩波書店

『不登校 親の心配、子の不安』冨永祐一 筑摩書房

『いま問いなおす 登校拒否 これからの見方と対応』頼藤和寛 人文書院

『欠席の研究』長岡利貞 ほんの森出版

『不登校の研究』稲村博 新曜社

『教育改革——共生時代の学校づくり』藤田英典 岩波新書

『不登校児の新しい生活空間』河合洋 日本評論社

\*とくに『いじめと不登校』からは多くを引用した。

## 参考ホームページ

ココロの風景 不登校と発達・療育のウェブページ

<http://rabbit.shudo-u.ac.jp/~childpsy/>

# 援助交際

武田 道生

## はじめに

ここ数年来、女子高校生や中学生の間で広く一般的に使われている言葉に、「エンコー」がある。エンコーとは、援助交際の略語である。平成 11 年 5 月には、援助交際を求める彼女たちにつけこむ男たちを処罰する法律「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が国会で制定された。いまや法律で規制が求められるほど深刻な事態に至っている。

援助交際という言葉は、「援助」と「交際」という何ら犯罪的な内容を含んでいないようなふたつの言葉をつなぎ合わせた造語で、その響きはやわらかく、内容の深刻さを押し包んでしまっている。逆にそこに問題があるように思われる。援助交際とはどのようなものなのだろうか。その実態はどのようなものなのだろうか。その問題点はどこにあるのだろうか。

## 援助交際（エンコー）と買春<sup>かいしゅん</sup>

ここにひとつの衝撃的な事件がある。『朝日新聞』平成10年11月4日東京版夕刊によれば、「別れなくなかったら援交で稼げ 中2が中3生に売春させた疑い」という見出しで以下のような事件が報道されている。

交際中の先輩女子中学生を脅して売春させたとして、警視庁少年二課は4日、東京都内に住む区立中学2年男子生徒（14）を児童福祉法違反（淫行＜いんこう＞させる行為）の疑いで逮捕した、と発表した。売春の相手は千葉県内の公立小学校教諭で、この教諭も埼玉県青少年健全育成条例違反（みだらな性行為）容疑で書類送検する。

調べでは、この男子生徒は8月30日、交際相手と同じ中学の3年女子生徒（15）に「ゲームセンターに借金がある。別れなくなかったら援交（援助交際）して稼いで貢げ」などと命令し、嫌がる女子生徒の顔を殴るなどして脅した。さらに板橋区内のテレホンクラブに電話させ、東京都内に住む小学校の男性教諭（39）と埼玉県和光市内のホテルで売春させた疑い。このときに女子生徒が受け取った3万円は、男子生徒が全額召し上げたという。

2人は今年6月に交際を始めたが、当初から「ゲームセンターで遊ぶ金がほしいから、おれのために稼げ」と女子

生徒に援助交際をするよう求めていた。女子生徒は断りきれず、9月に警察に届け出るまでに計10回援助交際をし、稼いだ15万円はすべて男子生徒に渡していた。

女子中学生が恋人と別れたくないという理由で売春を行ったことに、性行為を単なるモノとしか考えない少年少女が台頭してきた、という事実大きな衝撃を受ける。またこの事件には児童少女が売春という援助交際に走る典型的な場が明らかになっている。それはテレホンクラブ（テレクラ）が援助交際相手との出会いのきっかけになっていることである。

テレクラとはどういう場なのだろうか。同じく『朝日新聞』平成10年2月17日群馬版朝刊では、「テレクラに吸い寄せられる少女たち（Kids）」と題して、具体的な事例が報告されている。

ある平日の午後、JR高崎駅近くの電話ボックスで、2人の女子高生が、時おり笑いながら長電話をしていた。2人は丈の短い制服のスカートに、ルーズソックス姿。

1人が受話器を持ち、もう1人が話を聞こうと耳を傾ける。電話ボックス内には、小さなチラシが張り巡らされている。「新たな出会いが待っています」「すばらしい異性があなたを迎えてくれます」…。

特定の個室で異性の連絡を待つテレクラ、在宅でも可能

な伝言ダイヤルやツーショットダイヤルなど、だれでも、どこからでも利用できる。高崎市内のテレクラに入ってみた。ビルの2階に、薄い板で仕切られた細長い個室が続く。時々電話の呼び出し音が聞こえる。受話器の向こうの女性と意気投合したのか、隣の個室にいた男性が出ていこうとした。藤岡市に住む17歳の高校2年生だという。「男の場合、性欲を満たしてくれる女を探すためにテレクラするんじゃないの。女がこっちに興味をもってくれるまでの話にスリルもあるし」

呼び出し音がなり、受話器を取ってみた。

「もしもし」の後、ちょっとした自己紹介になった。電話をかけてきた女性たちは、前橋市と高崎市に住む高校2年生と名乗った。なぜ、テレクラに電話したのか尋ねると、「暇だから」と答えた。ファストフード店で会う約束をした。2人は髪を茶色に染め、何も入ってない手提げかばんと、おもちゃの人形をぶら下げた携帯電話を持っていた。テレクラは援助交際が目的なのだろうか。

「相手がオジサンだったら、小遣い稼ぎのために援助交際をするよ。でも、お小遣いをもらえそうにない時はポイする。ウリ（売春）はしないよ。オジサンの中には一緒にいるだけで喜んで小遣いくれる人もいて、これが狙い目なの」甘えるとシャネルのバックなどを買ってくれることもあると、得意げに話した。20分ほど話した後、彼女たちの方から買い物に行こうと誘った。断ると、2人はすぐに

店を出ていった。



伝言ダイヤルとツーショットダイヤルを利用するには、暗証番号が明記してあるカードを購入する。電話をかけ、自分の電話番号と暗証番号を入力し、回線のつながった状態で相手から連絡があるまで待つ。

相手と話をして興味がわかなければ「チェンジ」できる。短時間で何人も対話が可能だ。会話のテンポも早い。

電話がかかってきた。「何歳?」「18歳が2人」「会って遊ぼうよ」「いいよ、1人4万円ね」「高いな」「なら、いいよ」すぐに、切れた。



J R高崎駅前の電話ボックスにいた少女の1人は、前橋市の高校1年生だという。

なぜ、電話するのだろうか。

「相手の顔がすぐにわからないから素直に話せる。ふだんの生活からかけ離れた出会いができるのもいいじゃん」

これらの事例からわかるように、援助交際とは、未成年による明らかに売春行為である。さらに、出会いのきっかけが、テレホンクラブ（テレクラ）やダイヤルQ2などニューメディアを仲介していることにある。テレクラは売春相手を任意に選ばせ交渉させる自由意志があるために、管理売春の抜け道となっている。これによって、匿名性が

高まり、犯罪性が薄くなりいっそう気楽に援助交際が加速することになる。

こうした事態に対して、未成年の性を買う人たちを規制することによって、援助交際を断ち切ろうとするのが、今回の法律である。その目的は第1条で「この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。」とし、それぞれの定義を第2条で定める。「児童」とは、18歳に満たない者をいい、「児童買春」とは、児童、児童に対する性交等の斡旋をした者、児童の保護者に対して、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。

この法律で、初めて18歳以下の児童の性を買う人を処罰し、「買売<sup>かいしゆん</sup>」という用語が用いられた。

## 少女たちにとって援助交際とはなにか

このように法律で禁止された行為を行う少女たちにとって、援助交際はどのようなものなのだろうか。『朝日新

聞]平成10年4月1日神奈川版朝刊の「『援助交際悪くない』女子中学生4人に1人 横須賀市調査」によると、

横須賀市内の女子中学生のほぼ4人に1人が、「援助交際は悪くない」と思っていることが、横須賀市青少年問題協議会の中学・高校生意識調査でわかった。女子高生も15%が援助交際を肯定した。

調査は、市内の学校に通う中学2年生と高校2年生を対象に、昨年6月実施した。

学年ごとに男女100人ずつ、合わせて400人に健康や性の問題など21項目を聞いた。

テレクラは、女子中学生の20%と、女子高生の15%が利用していると答えた。性行為に関する質問では、「愛し合っていれば」と「愛情とは関係なく」を含めて半数以上が「性行為をしてもかまわない」と回答した。特に、女子高生は3人に2人が肯定派だった。「すべきではない」という答えは全体の10%以下だった。

教職員や父母たちでつくる協議会は、こうした数字は予想外の高さという。「『不倫』など大人や社会の側のモラルがぐらついている。子どもたちは、それに敏感に反応しているのではないか」と分析している。

援助交際肯定もテレクラ利用についても、女子中学生のほうが高校生より高いこととその割合に驚かされる。次い

で性行為への抵抗感の欠如とモノ意識が極めて高いことに注意する必要がある。また、『朝日新聞』平成10年4月24日朝刊の「エッチ？やだー 援助交際、経験は5% 首都圏の女子高生調査」では、

金品と引き換えに若い性を売る「援助交際」を、女子高生たち自身はどう考えているか。財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」が23日、アンケート結果を発表した。援助交際をした経験がある女子高生は、デートを含めると5%。性交まで至る援助交際には9割近くが抵抗を感じているが、「お茶やデート」だと6割程度にとどまった。調査は、同基金が「援助交際は女性の人権の問題だ」として、東京学芸大の福富護教授（心理学）らに委託。昨年10月に首都圏の女子高校生960人を住民基本台帳から無作為に選んで行われ、600人（63%）から回答を得た。

「援助交際」経験の有無では、性交が2.3%、性交以外の性的行為は2.3%、お茶やデートは4.8%、三つのうちどれかの経験があるのは全体の5%だった。また、そうした行為に抵抗感を覚える女子高生は、それぞれ88%、84%、64%だった。（後略）

この記事では、週刊誌などが書き立てた割には実際の経験者は少ない、としているが、女子高生の20人に1人が経験者であるという数字は決して「少ない」と楽観的には

いけないのではないだろうか。

では彼女たちは援助交際を何のために行うのだろうか。  
この記事は回答サンプルが14人と少ないものの、見事に少女たちの心の中をえぐっている。

<援助交際(性交)した理由>(回答者14人、複数回答)

お金が欲しかったから	13
男性から誘われたから	4
人に迷惑をかけないから	3
遊び半分で	3
友達もやっていたから	2
やめようと思えばやめられるから	2
刺激がほしかったから	1
さびしかったから	1
その場の勢いで	1
何だかヤケになって	1
性交がしたかった	1

圧倒的に目的の第1は、金銭である。「男性から誘われたから」も「人に迷惑をかけないから」「やめようとか…」というのは、本当の理由とはいえないと思われる。1人を除いて全員が、お金がほしいという理由を挙げていることから、少女たちが性行為を金儲けの有効な営利手段と考えていることがわかる。ここから伺える特徴は「友達

もやっていたから」「刺激がほしかったから」「遊び半分で」「その場の勢いで」といった軽さであり、「人に迷惑をかけてないから」という自己中心性がみられることである。

彼女たちの動機のほとんどは遊ぶ金ほしさで、月に数万円の携帯電話の通話料の支払いや高級ブランド品欲しさで、安直に高額の金銭が手に入ることでやめられなくなる。

### 援助交際はなぜいけないか——教化者の姿勢

彼女たちの言い分はどこにあるのだろうか。「援助交際は2人ともわかってやることだから。万引きはお店のもの、他人のものだから。そっちのほうが悪いかな。」（『朝日新聞』平成10年11月11日大阪版夕刊）売春は一般に、被害者無き犯罪といわれるが、その論法と同じである。先ほどの「人に迷惑をかけないから」というのがこれにあたる。

最近「性の自己決定権」という考えが欧米を中心に、女性の権利の拡大を主張する動きの中で出てきている。日本でも、短大の研究補助員が性交渉を迫った男性教授を訴えた「秋田セクハラ裁判」と呼ばれるセクシャルハラスメント裁判の仙台高裁判決で、「いつどこで誰と性交渉するかは誰にも侵害されない個人の決定権」としてこの権利を認めた。事実、売春も性の自己決定権として認め、売春婦たちの人権を擁護しようという権利派と、売春の本質は性暴力だからこの権利を認めない人権派が対立している。しか

し援助交際も売春ではあるが、いっそう複雑である。

日本では、刑法を根拠に 13 歳以上の女性に性的自由を認めている。その一方で「売春防止法」によって売春は刑罰を科されない倫理的違法行為とされている。そして今回「買春禁止法」によって買う行為も違法とされるようになった。この法律の第 1 条には目的として、「児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資すること」を記している。つまりこの法律で児童と規定される少女たちの、心身に有害な影響を受ける人権を擁護することが目的とされている。

なぜ援助交際はいけないのか、との問いに答えることに苦慮する記事や声は多い。自己決定権と同様の主張も多い。また援助交際にはさまざまな危険が生じやすい。脅迫を受けたり、覚せい剤や向精神薬などの薬物汚染や窃盗への誘惑も数多く報告されている。身体的な危険にも会いやすいと答えることもできる。しかしこうした身体的危険性だけではない。最も重要な危険は、現在ばかりか未来にまでもここが蝕まれ荒み崩壊することにある。先にあげた『朝日新聞』の記事は続けて経験後の心のありようについて質問している。

<援助交際（性交）経験後の気持ち>

（回答者 14 人、複数回答）

後悔した	9
相手の男性は気持ちが悪かった	9
妊娠・病気が心配になった	6
このことは人には言えない	5
親に悪いと思った	4
またやろうと思った	2
もうまともな生活は送れない	1
別に何とも思わなかった	1

「またやろうと思った」「別になんとも思わなかった」2、3人を除いたみんなが後悔し、人に言えない後ろめたいことを行った思いに打ちのめされ、もう元の自分に戻れないとまで思うものもある。補導処分を受けることなどはまったく異なる純粋なこころの傷みである。この彼女たちの意識には、胸を打たれるものがある。救いがあるともいえよう。

ここにこそ、われわれが手を差し伸べる道が開けている。「親に悪い」と思う肉親への絆も伺える。法律に違反することばかりか、最も重要な裏切りは自分自身と多くの係る人たちとの絆である。自分をこの世に生み出し育ててきた親やそうした行為を悲しむ人たちの存在への裏切りである。さらには、消し去ることのできない過去に行った事実を、

生きてゆく限り家族に秘密にしなければならない重荷を背負わなければならないことである。法律的には罪とならなくても、自分を信じている人たちを裏切るといふ宗教的な罪は、犯させてはならないし、少しでも早く気づかせることが、宗教者としての務めなのではないだろうか。

### 推薦書

『援助交際』 黒沼克史 文芸春秋社

『制服少女たちの選択』 宮台真司 講談社

# いじめ

林田 康順

## いじめの実態

いじめとは、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする（『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』）」とされる。そして、その度合いが限度を越えた場合、自殺あるいは報復殺害など深刻な結末を引き起こすこともある。

いじめそれ自体は何等新しいものとはいえない。しかし、平成6年に大河内清輝君が、複数の者から暴力を受け、100万円ものお金を脅し取られていたことなどを克明に記した遺書を残して自殺した。そのことが社会に大きな衝撃を与え、それをきっかけとしていじめが注目された。いじめの陰湿さ、深刻さが白日の下にさらされることとなったのである。

平成9年度の文部省の調査によると、いじめは、小学校においては21.5%、中学校においては47.8%、高等学校

においては30.9%、盲・聾・養護学校においては7.9%の学校でみられたという。また、いじめの発生件数を学年別にみると、小学校から学年が進むにつれて多くなり、中学1年生で最も多くなる。その後は学年が進むにつれて減少に転じる。

いじめの態様については、小学校では「冷やかし・からかい」、「仲間はずれ」、「言葉での脅し」の順に多く、中学校では「冷やかし・からかい」、「言葉での脅し」、「暴力」の順、高等学校では「暴力」、「言葉での脅し」、「冷やかし・からかい」の順、盲・聾・養護学校では「暴力」、「冷やかし・からかい」、「言葉での脅し」の順となっている。この他にも、「持ち物隠し」、「集団による無視」、「たかり」、「お節介・親切の押しつけ」などが挙げられる。小学校、中学校、高等学校と上がるにつれて「暴力」や「言葉での脅し」の割合が上昇していることが分かる。

平成9年度に発生したいじめのうち、小学校・中学校で約90%、高等学校で約95%、盲・聾・養護学校で約98%が同年度中に解消している。

また、同年のいじめに起因する事件の件数は93件、補導した少年（犯罪少年及び触法少年）は310人に上るという。（以上、『青少年白書（平成10年度版）』第5章「青少年の非行等問題行動」第3節「問題行動の諸形態」3「いじめ」参照）

ところで、先に引用した文部省の調査によるいじめの1

年間の発生率は小学校では約5校に1校、中学校では約2校に1校、高等学校では約3校に1校となり、その解決率はいずれも90%以上である。もちろんこの数字は、学校側からの報告に基づいたもので、ある程度深刻ないじめの発生率であることは言うまでもない。

総務庁による調査では次のような結果もある。「学校で嫌なこと」という質問に対して、小学4年生の8.4%、小学5年生の1.9%、小学6年生の1.0%、中学1年生の2.5%、中学2年生の0.9%が「友達にいじめられる」を挙げている（『日本の青少年の生活と意識』平成9年）。

筆者自身の10年弱の短い中等教育の経験から言わせてもらえるならば、この総務庁の調査は、ほぼ子供たちの実状を伝えていると判断できる。もちろん、初等教育や中等教育を受ける子供たちにとっては、ささいな人間関係のもめごとともいじめと映ることもあるだろうし、それが心身を鍛錬する試練となることもあろう。また私は、巷の教育評論家がよく用いる氷山の一角説を声高に主張したいわけでもなく、かえって私は、自身の拙い経験からさえ、その説の一人歩きがもたらす弊害を危惧する者である。子供たちにとっていじめは、実にささいなきっかけがもたらすものであり、多くのいじめは90%以上の割合で自ずと沈静化するものである。

しかし、だからといってそのすべてを放置していいわけではない。たとえマスコミで取り上げられ、あるいは補導

されるような事態とはならなくとも、いじめを受けた子供たちの中には、少数とはいえ、後々まで深い心の傷を負う結果がもたらされることがあるからである。それはいったいいかなる理由からだろうか。

## いじめの背景の分析

なぜ、いじめは起こるのだろうか。いじめは、ある意味で大衆心理に根ざすスケープゴートであるとも言えよう。自分より弱いいじめの対象を見いだすことによって子供たちは、「俺の方が強いんだ」「私の方が偉いんだ」という不遜で傲慢な満足感に浸ることができるのではなかろうか。それが結果的にいじめられる者の人格や命を軽んじる結果となるのである。

ところで、いじめは、加害者（いじめる子）、被害者（いじめられる子）、観衆（はやし立てる子、面白がっている子）、傍観者（見てみないふるをする子）の4層構造から成り立っているといわれる。もちろん、いじめを受ける子供（被害者）の目から見れば、観衆や傍観者さえ広い意味で加害者として映ることとなろう。

総務庁による「生きがいを感じる時」という調査がある。それによれば、昭和55年、60年、平成2年のいずれも、「スポーツや趣味に打ち込んでいるとき」、「親しい異性といるとき」、「家族といるとき」、「仕事に打ち込んでい

るとき」、「社会のために役立つことをしているとき」、「ひとりであるとき」、「勉強に打ち込んでいるとき」を抑え、「友人や仲間といるとき」が最も多い。この結果は、男子、女子、15～19歳、20～24歳、在学者、有職者、高校生のいずれにおいても同じである。（『現代の青少年』第2編「調査結果の各論」第6章「人生観等」5「生きがいを感じるとき」参照、平成4年）

このように、もっとも「友人や仲間といるとき」を大切に感じる子供たちが、加害者・観衆・傍観者という絶対的多数によっていじめを蒙ることによる精神的ショックは計り知れない。それはつまり「私という人格への拒否反応」であり「私という存在の否定」に映るからである。

もちろん、ほとんどの子供たちがそれを抜けだし、立ち直ることは事実である。しかし、たとえ少数であれ子どもたちの心の傷は癒されることなく残り続ける可能性は否定できない。

かつて、子供たちの世界では、勉強ができる子もいれば、ガキ大将もいて、それぞれの子供たちが個々の役割を果たしていた。また、年長の者と年下の者とは、遊びを通して、自ずと信頼関係が醸成されていた。

ところが、少子化、核家族化、過保護などによって、そうした子供たちの世界が崩壊し、各々の子供たちが個々の役割を認識し、それを十分に果たし得なくなっているという現実がある。

なるほど、子供たちの心がいじめに耐えられず弱体化しているのは事実であろう。同時に、子供たちの世界の崩壊により、認識すると認識しないとに関わらずいじめの側（観衆・傍観者をも含む）の子供たちの心が、個性の忙殺により均一化され、かつ、自己中心的で視野の狭い、浅薄なものとなっている傾向もまた否定し得ない。そうした状況下、絶対多数対絶対少数といういじめにより心の傷を蒙る子供たちを1人でも減らす方策を、私たちは見いださねばならないであろう。

### 仏教者・浄土宗僧侶の持つべき視点と役割

平成7年に文部省は「いじめ問題の取り組みの徹底について」を通知し、翌年には「いじめの問題に関する総合的な取り組みについて」の報告書をまとめている。さらに、平成10年には「幼児期からの心の教育の在り方について」で生命の尊重や他者への思いやりなど「心の教育」の重視を説いている。

また、マスコミなどを通じて識者・評論家が、いじめ対策として学校と家庭と地域との連携を説いている。

もちろん、こうした動きは大切であり、その成果に大いに期待したいところである。けれども、命の大切さを親から子へ、子から孫へと知らず知らずの内に伝えることができた家族形態、あるいは、日々の生活において善悪の基準

が自ずから培われていくような付き合いを育んでいた地域社会が、都会を中心に崩壊しつつある。また、教育現場も学校崩壊の危機に晒されている。

そうした状況下、いじめの被害を蒙り、心の傷を容易に癒し得ない子供たちを1人でも減らすために、私たち仏教者や浄土宗僧侶が果たすべき役割はきわめて大きいことを認識しなければならない。なぜなら、いじめをはじめ現代に惹起する問題、さらには、学校・家庭・地域社会の崩壊は、ほとんどすべて宗教的、仏教的、就中、浄土宗的視点の欠如によるところが大きいと筆者は考えるからである。かつて、地域社会の文化の担い手、情報発信の場として活用された寺は、今こそ宗教的情操涵養の最後の砦としての役割を果たさねばならないのではなかろうか。

いじめに関係する子供たちやその家族に、釈尊の生涯や経典の説示、あるいは、法然上人の生涯やその教えを通じ、命の尊さを懇切に訴えていかねばならないだろう。

その一端として筆者は、法然上人が教えられ、浄土教の信機の思想に通じるであろうわが国に語り継がれ、人々の心の内に根付いてきた次のような言葉とその言葉の内に込められた願いを、僧侶が子供たちやその家族に積極的に伝えることを提案したい。もちろん、その内容は執筆者自身が中等教育の実践で訴え続けていることである。

☆おかげさま～私たちは、目には見えなくとも、まわり

の多くの人や多くの命（おかげ）によって支えられ、迷惑をかけながら生きている。またそうしなければ生きてこれられない存在であることの認識とそれへの敬いの念。

☆おてんとうさま～自己を見つめ、自分を育て続けてきた大いなる存在への認識とそれへの敬いの念。

☆いただきます～私たち自身が、多くの命をちょうだいして生きてきた存在、またそうしなければ生きてこれなかった存在であることへの認識とその命への謙讓の念。

☆もったいない～すべての生きとし生けるものに尊い命がそなわっているという認識。

「言霊・言魂（コトダマ）」とも言われるように、言葉には多くの願いが込められ伝えられてきた。優しい心、おだやかな言葉で語りかければ、そこに込められた願いはいつか必ず相手に通じよう。あるいは、その言葉を常日頃から口にしていれば、そこに込められた願いはいつのまにかその人の心の内に育まれていく。

「おかげさま」をはじめとするこれらの言葉は、私たち人間の理解を超えた大いなる無限なものへの感謝や畏敬の念をあらわしたものである。そして、そこに込められた願いとは、人間の弱さや愚かさの自覚、人間存在の有限性を知らしめることに他ならない。これらの言葉を通じて私たちは、人は1人では生きていけないこと、自分を取りまく多くの支えや大いなるものの存在によって生かされて生き

ていることに自然と気づくことができ、「1粒のお米にも多くの神様が宿っている」といわれてきた言葉の意味を噛みしめて、お茶碗一杯のご飯を「いただく」ことができたのである。そして、この私にたった1つの命を与え、これまでお護り下さったご先祖さまをはじめとする目に見えない多くの方々への「おかげさま」の心を育むことができたのである。

ところが現代はどうだろう。大いなるものへ感謝のまことを捧げる姿である合掌だけでなく、これらの言葉そのものさえも「宗教的である、封建的である！」とって学校や社会から追いやられているのが現状ではなからうか。先日「私どもの幼稚園は『いただきます』という言葉が宗教的なので、笛の音で給食をはじめることになりました」という信じられないような報道が流れてきた。これでは大いなるものへの感謝の念はおろか、両親や祖父母、先生や目上の者への尊敬や謙讓の念が育まれようはずなどなからう。

いじめ問題もこうしたところに根本的原因がありそうである。なぜなら「多くの方のおかげによって生かされているのだ」との心を芽生えさせることなく「自分の力で生きているのだ」と自分勝手に考えることしかできなかつたならば、「俺の方が強いんだ」「私の方が偉いんだ」という不遜で傲慢な気持ちがおこり、それが他者の心や命を軽んじる「いじめ」へと通じる可能性があるからである。

私たち僧侶は日本人の心にしっかりと根付いてきたこう

した尊い言葉とそこに込められた願いを再度確認し、それを1人でも多くの人々、そして子どもたちにしっかりと伝えてゆかねばならない義務を果たさねばならないのではなかろうか。そして、そうした地道な努力こそが「いじめ」をはじめ現代社会に惹起するさまざまな問題の根本的な解決に繋がることとなるのではなかろうか。

【法然上人のお言葉】はじめにはわが身の程を信じ、のちには仏の願を信ずる也。ただしのちの信を決定せんがために、はじめの信心をばあぐる也（まずはじめに自分自身の愚かさ、つたなさを自覚し、その上で、阿弥陀さまが私たちを救わんとなされたご本願を信じるのです。それは、ご本願のお力がはっきり信じられるようになるために、我が身のいたらなさをしっかり省みるべき必要をあげているのです（『御消息』昭法全 580 頁）

\*本稿で述べた内容はただちに浄土宗で説く本願成就身に結びつくものではない。強いて両者を結びつけてしまうと「此土往生」「此土成仏」あるいは「唯心浄土自性阿彌」「心仏衆生三法無差別」といった方向へとおしながされてしまいかねない。

ただし、ここで挙げた【法然上人のお言葉】にあるように、浄土宗で説く本願成就身・指法立相を信受するにあたり、「信機」の深化は不可欠な要件でもある。本稿の「仏

教者・浄土宗僧侶の持つべき視点を役割」で述べた内容は、多様な価値観が渦巻く現代社会において多くの日本人を浄土教の入口である「信機」へと導く一助になるのではないかと考えている。

拙稿「宗教と医療の接点～付、日本人の宗教心と法然浄土教～」(『大正大学総合仏教研究所年報』19)、同「阿弥陀仏・往生浄土をどう説くか～法然上人のご法語を通じて～」(『水谷幸正先生古稀記念論集・佛教教化研究』所収)、同「道元禅師のみた浄土教～宋代浄土教と法然浄土教の狭間で～」(『駒沢大学禅研究所年報』10「特集・道元入宋時代の宗教と社会と文化」)をあわせて参照していただければ幸いである。

青・壮年をめぐるって

# 人工妊娠中絶

戸松 義晴

## はじめに

毎日新聞社が2年に1回行っている「全国家族計画世論調査」によると、16歳から49歳までの女性で人工妊娠中絶を受けたことがあるのは約26%であるという。また、現在我が国では1年間に30万件以上の人工妊娠中絶が行われているが、各種メディアで表立って報道される頻度はあまり高くないし、アメリカ合衆国に見られるように中絶の是非が原因で殺人事件に発展したり、中絶が政治家の公約に関わるということもほとんどない。これは、「水子供養」という現象に象徴されるように、人工妊娠中絶そのものの倫理的・宗教的な善悪よりも不可避な事実としてそれを捉え、中絶された胎児の供養に重点がおかれている。「水子供養」は、仏教儀礼として中絶された胎児の救済、ある意味では中絶当事者の癒しとして機能しているが、反面「タタリ」と結び付けられて「水子供養」を強要するような宗教的悪徳商法のひとつとして、金儲けの手段として利用されている側面もある。

このような現状に対して、仏教者、僧侶として「水子供養」と深く関わりのある人工妊娠中絶に対してどのような態度をとるべきかは当然考えるべき話題であるし、最低限の知識と理解を持っておくべきだと考えられる。ここでは、人工妊娠中絶についての全体像を把握するため、母体保護法、歴史的考察と米国・中国の現状、日本の現状、とくに今後重要な問題となる出生前診断、仏教の見解等について述べる。

## 母体保護法

優生保護法（1948年成立）は1996年、「母体保護法」に改正された。障害者に対して差別的であるとされてきた優生学に基づいた「胎児条項」に関わる部分が削除されたが、その他の部分、特に人工妊娠中絶に関わる部分はほぼ優生保護法を踏襲している。すなわち、優勢保護法の優勢思想と、その優勢思想が障害者を差別している部分が削除された。性と生殖に関する健康・権利等の観点より、施策に総合的な処置が加えられたものである。

### 【女性の権利に基づく人工妊娠中絶】

1 妊娠12週未満までは女性の権利に基づく任意の人工妊娠中絶を認める。

2 妊娠12週以上での人工妊娠中絶は適応条項による。

生殖に関する女性の自己決定権は1979年に国連で採用

された女子差別撤廃条約で、子の数および出産の間隔を自由、かつ責任を持って決定する同一の権利ならびにこの行使を可能にする情報、教育および手段を享受する同一の権利として保障されている。

女性の生涯にわたる健康を保障するために、1994年カイロの世界人口会議で行動計画が、また1995年北京の世界女性会議で行動綱領が採択された。産む産まないは女性の基本的な人権、あるいは母親のプライバシー権に属するものであるとする見解である。

#### 【配偶者の同意】

1 妊娠12週以下の人工妊娠中絶では、女性本人の同意だけで充分である。

2 妊娠12週以上の人工妊娠中絶では、配偶者の同意も必要とするが、最終的には女性本人の意思を優先する。父親の子供に対する権利の解釈にはなお議論の余地がある。

#### 【妊娠12週以上の人工妊娠中絶の適応条項】

経済条項については、身体的理由から切り放し、社会的理由とする。

1 妊娠の継続または分娩が身体的（または精神的）理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの。

2 妊娠の継続または分娩が社会的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの。

#### 【母体保護法における人工妊娠中絶の定義】

人工妊娠中絶とは、胎児が母体外で生命を保続出来ない

時期に、人工的に胎児、およびその付属物を母体外に排出する場合、または母体内において胎児を消滅させる場合を言う。

### 【多胎減数手術の適応】

多胎減数手術とは、複数の胎児の数を調整することで、人工妊娠中絶の適応条項で実施する。

## 歴史的考察と米国・中国の現状

中絶に関して述べられている文献はかなりの昔から世界各地に残っている。また、それぞれの国で時代ごとに取り立場は大きく違っている。紀元前 1500 年頃の古代アッシリアの法典では中絶を行ったものは串刺しの刑に処されたというが、キリスト教布教後の古代ギリシャ・ローマでは胎児は生まれたときに人間になると考えられており、広く中絶が実施されていた。しかし「十二使徒の教え」に「妊娠中絶で子供を殺すなかれ」とあるように、徐々に変化してローマ帝国が滅びた頃にはキリスト教の「妊娠中絶」は有罪という道徳的見解が確立した。このような姿勢に対し変化が生じたのは、16 世紀、プロテスタントの宗教改革前後の時代である。母体を救うという目的で中絶を行うことが正当化された。また、1869 年以後は、カソリック教会では中絶に対し厳格に反対の立場をとるようになった。しかし、プロテスタント教会においては特に教団としてそ

のような立場はなく、個々の牧師・教会の判断に任されている。

日本においても『古事記』のイザナギ・イザナミによる国産みの段において、出産に失敗した子供を「水蛭子（ヒルコ）」として葦の舟に乗せて流すという話がある。さらに時代が下って、江戸時代には中条流医師による中絶が一般に行われており、家光、綱吉が中絶禁止のお触れを出したという記録がある。また、近代になって明治政府の下で定められた刑法には墮胎罪が制定され、これは現在も残っている。ところが、戦後、優生保護法（1948年）が成立し（1996年に母胎保護法に改正）、「経済的な理由による中絶」を指定医の下で行うことが許されることにより墮胎罪は骨抜きとなった。

米国においては、建国以来200年の間、すべての州において母親の生命が脅かされる場合を除いて、人工妊娠中絶は禁止されていた。1973年に合衆国最高裁判所にて子供は母親に所有権があり、理由の如何を問わず妊娠中9ヵ月の間いつでも中絶が法的に認められるようになった。人工妊娠中絶される胎児の数は、年間150万以上にのぼるといわれている。

現在アメリカでは、中絶反対の立場を取るプロライフ（胎児の命を人間・子供の命として守る）運動と、中絶の法的規制に反対するプロチョイス（生殖・性に関する選択権として女性の自己決定権を尊重する）運動が激しく対立

している。この対立は、プロライフ運動家による中絶クリニック襲撃事件や中絶医師の殺人事件にまで発展し、大きな社会問題になっているばかりでなく、大統領選挙の勝敗を左右するような重要な政治問題としてクローズアップされている。キリスト教の枠組みから見ると、現実的にはカソリック・プロテスタントという教義・教会の相違よりも、キリスト教内の保守的・原理的なグループと人権を重視する革新的なグループとの争いである。

中国では、人口抑制政策の一環として第一子が生まれた後、次の子供は妊娠3ヵ月に入ると強制的に中絶しなければならないという規制があり、1983年に行われた約1,000万件の中絶の内、約90%が強制されたものであり、人権問題としてクローズアップされた。

以上のように、中絶を正当化する条件、罰する条件は国々によって、さらには時代によって異なり、普遍性を持って結論づけられたことは歴史的になく、結果として、その問題が提起された社会のコンテクスト（文脈）に委ねられ、状況的倫理観によって判断されてきたものである。

## 日本の現状

日本では戦後、優生保護法体制の下、多くの中絶が行なわれてきた。中絶件数は、昭和28年に100万を超え、昭和30年には117万に至りピークをむかえる（当時はヤミ

中絶もあったと考えられ実数はこれよりも多い)。これは前述した「経済的理由による中絶」を法的に認めているということと、日本文化においては中絶を宗教的・倫理的に排除する論理が歴史的になかったということに原因があると考えられている。それに対して、昭和60年には昭和30年の半数以下となり、平成9年ではその3分の1以下の33万7799件へと減少した。これは西側先進主義諸国の数字と比較してもあまり多いものとは言えないほどである。一体何が原因なのかのか。ひとつには出生率の急激な低下、もう一つは経済成長により豊かになったこと、最後に避妊に関する情報、手段が多くなった、ということがあると考えられる。(右表参照——『1999年国民衛生の動向』pp. 59～60より)

ここで留意しなければならないのは、以上の要因には倫理的・宗教的拘束はほとんど関与していないことである。戦後、2回ほど「経済的理由による中絶」の禁止を求める動きが国会であったのだが、法制化できなかった。2回目の禁止運動を推進したのは宗教団体「生長の家」を支持母体とする議員であったが、多くの議員の反対にあった。

この事例からも、我が国においては特定の宗教・イデオロギーに基づいた倫理によって拘束を加えるのは難しいことがわかる。現在では母体保護法にあるように、主に女性の健康・性・生殖に関する権利(自己決定権)の問題として捉えられている。

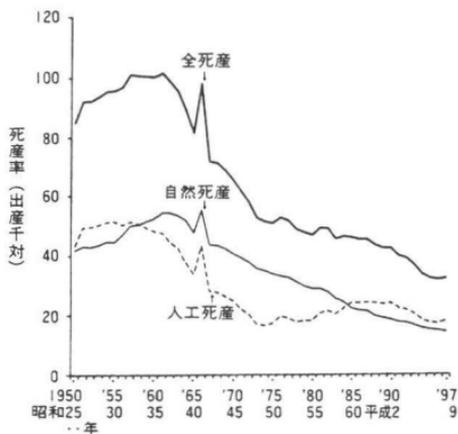
人工妊娠中絶数と妊娠週数  
別割合(%)の年次推移

	人工妊娠 中絶数	妊娠満週数別割合(%)			
		満11週以 前(第3 月以前)	満12週～ 19週(第 4, 5月)	満20週以 後(第6 月以後)*	週不詳
昭27年(1952)	798 193	86.4	8.7	4.8	0.1
28 ('53)	1 068 066	90.1	6.6	3.3	0.0
29 ('54)	1 143 059	91.2	5.9	2.8	0.0
30 ('55)	1 170 143	91.7	5.6	2.6	0.0
35 ('60)	1 063 256	93.0	4.7	2.3	0.1
40 ('65)	843 248	94.4	3.8	1.7	0.1
45 ('70)	732 033	95.4	3.3	1.2	0.1
50 ('75)	671 597	96.7	2.5	0.7	0.1
55 ('80)	598 084	94.1	4.8	1.0	0.1
60 ('85)	550 127	93.4	5.2	1.3	0.1
平 2 ('90)	456 797	93.6	5.2	1.1	0.0
7 ('95)	343 024	94.4	4.8	0.8	0.0
8 ('96)	338 867	94.4	4.8	0.8	0.0
9 ('97)	337 799	94.2	5.0	0.7	0.0

注 \*昭和51年1月19日までは満20～27週(第6, 7月), 1月20日  
以降は満20～23週(第6月)のみである。  
( )内は数え月によるものである。

資料 厚生省「衛生年報」「母体保護統計報告」

自然—人工別死産率(出産千対)の年次推移



資料 厚生省「人口動態統計」

## 出生前診断

生殖医療技術は、ひとつには「産むため」に（不妊治療）、もうひとつは「産まないため」に（避妊・中絶）ある。そしてさらには、「選んで産む／産まないため」に（出生前診断）ある。「選んで産む／産まないため」の技術が存在する状況の中で、人為的な介入をせずに生まれてきたら障害児（者）と呼ばれることになるであろう存在は、どう扱われるのか。「選ばれることはない」とも言えるし、「選んで中絶される」とも言える。

生まれる前に、胎児をある特定の属性によって選択し、中絶の対象にする。障害児と言われる子供——もちろんすべてではなく、特定の、しかもごく一部の障害ではあるが——の出生を回避したいという親の希望は、この選択的中絶によってかなえられる。可能な限り確実に選択して中絶するため——もしかしたら障害児かもしれないという怖れだけで障害児でもない子を中絶したりすることが起きないようにするため——には、その前段階として出生前診断が行われている。

出生前診断には、妊娠中の健康管理や分娩方法の選択、あるいは胎児治療の可能性を探るために行われるという側面もあるが、その倫理的問題は、おおむね選択的中絶との関係性に集約される。この場合の選択的人工妊娠中絶とは、

胎児異常を理由にした中絶である。日本では、胎児診断による選択的中絶は、障害者の差別につながるとする反対の声が圧倒的に大きい。このようなスクリーニングは、障害者は生まれてきてはならないという考え方を前提としており、障害者抹殺の思想だとされる。これが、優生保護法に、胎児の障害を中絶の理由とすることを明文化することに対する最も強い反対理由である。もちろんここでは第一に、アメリカの人種差別などとは異なった、日本特有の陰湿な差別のあり方が問題にされなければならない。

しかし同時に、ここには日本固有の倫理も重なっている。アメリカでの遺伝病スクリーニングの強力な反対者は障害者団体ではなく、保守的な中絶反対同盟である。つまり欧米では、選択的中絶と障害者問題はいちおう別個のものと考えられているのに対して、日本では、中絶一般は必要悪と認めるものの選択的中絶には拒否的である。(米本昌平「障害者差別論」『バイオエシックス入門』講談社現代新書 pp.207~208、1995)

さて、「生まれる前の問題と生まれてからの問題は別」という、一見もっともな主張がある。日本のマスコミは、1970年代の「不幸な子の生まれない運動」で社会問題としての出生前診断と出会った。そして、20年を経て1990年代に出した結論は、出生前診断の普及と障害者施策の拡充は拮抗しないというダブルスタンダードである。健康な子を持ちたいという個人感情は否定できないし、そうし

た感情は今生きている障害者を生きにくくさせるものではない。だから、障害者の出生を個人的に回避しようとする選択（出生予防？）の一方に、障害者施策の充実という社会全体の選択があれば、それでよいのだ。障害者施策の充実を社会全体として選択していれば、と言うよりそれを積極的に放棄しさえしなければ、障害者の出生を個人的に回避しようとする選択（出生予防？）はなんら問題ではない。

そのようなダブルスタンダードでよいのだ、むしろそれを積極的に支持すべきだ、というものである。そして、欧米ではこのダブルスタンダードの論理でもって出生前診断の問題は解決済みである、という論調がこれまでは主流であった。

市民団体の活動も活発である。先天異常出生予防対策をすすめている団体“マーチ・オブ・タイムズ（10セント玉の行進）”では、大量の参考資料やパンフレット、ビデオを発行しており、一般市民が希望すれば系統的な知識が得られるシステムになっている。

この団体の活動の仕方は、胎児診断の倫理のこれからを考えるうえでとくに参考になる。まず、団体の目標として“先天異常児の出生予防”をはっきり打ち出している。“嚢胞性線維症”“鎌状赤血球症”のキャンペーンでは、病気を十分理解したうえで、“胎児診断を推進して予防しよう”と呼びかけている。しかし、一方で、マーチ・オブ・タイムズでは、先天異常をもった子供たちが社会から理解

され、受け入れられるよう支援する対策にも力を入れているのである。ここでは、障害児出生予防のため努力する一方で、すでに生まれた障害児に対しては、差別をなくすよう努力するという、よい意味での“二重基準（ダブルスタンダード）”が存在する（隈本邦彦「出生前診断を市民はどうみているか」『医学のあゆみ』—遺伝子診断と倫理—連載4—Vol.171、No.4、pp.47～52、1994）

このように出生前診断は、現実的に人工妊娠中絶に「障害」「性別」「優生学」等の人間の根源的な価値観に関わる問題を提起し、今後重要な課題として注目しなくてはならない。

## 仏教的見解

仏教の「人工妊娠中絶」「水子供養」に関わる様々な見解は、仏教の生命倫理の観点からおおよそ次のように概括することができる。すなわち、「水子供養の問題」は、「基本的には人工妊娠中絶に対してどう考えるかという問題」であり、「人工妊娠中絶の問題は、人間の生命と、人間の幸福に関する考え方の衝突の問題」である「生命」「いのち」を「絶対」とする「仏教的生命観」の立場からすると、「経済的理由」や「働く女性の都合を優先させる」考えは、「生きている人間の側のエゴ」「ご都合」、「胎児の権利を認めないこと」であり、中絶は原則として「悪いこと」「間

違っていること」である。しかし、「やむを得ない矛盾によって中絶の止むなきに至ったとき」は、「今後の教化対策」として、「正当な『相談施設』の拡充と相談を勧め」「仏教とは『仏』に向かって自らを確かめ、その上で決定するように勧め」、中絶する女性の「『負い目』を少しでも軽減する」ために、「『合法的』範囲で行うよう指導し」「仏教的いたみの共感による懺悔の教化を行う」必要がある。(中野東禅「『水子供養』と生命倫理に関する意識調査の報告」『教化研修』1995年38号、「水子供養への提言」『曹洞宗報』平成7年3月号、「死の受容と宗教的自我の確立・仏教的人間像を中心に」『いのちの選択 死生観と臓器移植』医療と宗教を考える会・編、同朋舎、1998年、中野東禅「臓器移植時代に仏教的生命観を考える」『大法輪』平成7年1月号などを参照)

こうした主張、提言を構成する論理において中心的な位置を占めているのは、仏教的生命倫理観である。中野東禅師は「人間が人間と認めるものが人間」であって、その意味では「受胎した瞬間から人間」、したがって「墮胎というのは完全に殺人」であるとし、日本仏教が「墮胎の反対運動」はせずに「水子供養」を行うことは無責任であると批判し、「水子供養」が、「たたり信仰にすりかえられない」、真の仏教的な生命尊重運動になることが必要であるとしている。「人間が人間と認めるものが人間」という定言である。

仏教界における生命に関する識者の見解は、「我々の理性で認知し得る生命の始まりは、母親の内に受胎した時」（玉城康四郎「脳死を視野に入れての仏教の生命観」『日本仏教学会年報』55号、P3、1990年）が、ほぼ統一の見解となっている。そして、生命の発生についての一般的通説に近い「医学的根拠」によってそうした説を補完しているのが現状である。つまり、受精卵が生命であることの「医学的」前提によって、受精卵を生命の始まりとし、中絶反対の論拠としているのが仏教界における生命倫理に関する現在の動向である。

以上のように現在、仏教では「人工妊娠中絶」という問題には「水子供養」という行為が密接に関係してきた。「水子供養」の特徴のみを挙げるならば、その成立は戦後であると推測され、きわめて現世利益的である。その多くは既成仏教、仏教系新宗教の宗教的施設で行われ、超宗派的である。「水子供養」自体は、既成仏教における伝統的仏教教義と直接の関わりを持たない場合が多く、「水子霊」による「たたり」を強調し、たたる対象は女性（母親）が中心とされ、多く「生命尊重」理論を標榜する。「水子供養」にみられる生命倫理観は、日本人がこれまで抱いてきた日本の生命観と大きく重なるために、容易に一般社会に受容されてきた。それが仏教的とされる生命観と結合して、より強固な観念となって浸透し、「水子供養」が流行する素地となってきたのである。

現在まで、仏教界では人工妊娠中絶そのものの是非についてあまり議論をしてこなかった経緯があった。しかし、中野東禅師に代表されるように仏教的生命倫理の立場から、「生命の尊さ」と「不殺生」を背景に、「水子供養から生命の尊重運動へ」という傾向が見られ、あるいは、人工妊娠中絶そのものについても議論を重ねる傾向がみられる。（「社説・水子供養から生命の尊重運動へ」『中外日報』1993年1月18日。 中野東禅談『朝日新聞』1994年12月20日）

# 結婚・離婚

長谷川 岱潤

## はじめに

1973年のオイルショックによる突然の物不足と物価の値上がりの中、母親と子供は持てるだけのトイレットペーパーを持ち、父親は安い灯油を捜して走り回った。つまり家族が身を寄せあい力を合わせて暮らしていた時代だった。

しかし現在日本人の家族は、ウィークエンドファミリーなる言葉もできるほど、それぞれが自分自身を第一に考え、摩擦を避けるように、個々の部屋で同じテレビ番組を見（個視）、一人一人バラバラに食事を取り（個食、孤食）、一人一人が電話を保有する。週末だけ一緒に食事をとることから、食事をとること事態を「家族する」などという言い方さえできているほどだ。こうした状況にある社会学者は「家庭のホテル化」とまで名づけている。

こうした「家族観」の変化は、さまざまなる要因が考えられるが、結婚観の変化による結婚事情と、離婚観の変貌が大きな要因であると考えられることから、このことを見てゆくことにする。

## 当世結婚事情

夫婦の平均初婚年齢は、1970年には男性26.9歳、女性24.2歳であったものが、一貫して上昇を続け1996年には男性28.5歳、女性26.4歳となっている。また意識の上でも、独身者（35歳未満）による平均希望結婚年齢の調査を見ると、90年の調査（第一勧業銀行）では女性で26.9歳という報告があるが、97年の厚生省の調査では男性29.3歳、女性27.4歳とこちらも徐々に上昇傾向にある。

このような晩婚化傾向とともに、まったく結婚しない「非婚化」も進んでいる。50歳までに一度も結婚しなかった人が、50歳人口に占める割合を示す生涯未婚率を見ると、1975年では男性15%、女性10%であったのに対し、85年には男性21%、女性17%となっている。

このように晩婚化、非婚化が進んでいるものの「いずれ結婚するつもりである」という人の割合は約9割にもなっている。これは結婚そのものを否定している人が少ないことを示している。また、1992～93年に日本、韓国、フィリピン、米国、英国、フランス、ドイツ、スウェーデンの7か国の20歳以上の女性を対象に行われた「女性問題に関する国際比較調査」では、「女性の幸せは結婚である」という考えに一番賛成が多かったのは日本であり、次いでフィリピン、韓国の順であったそうだ。

しかし首都圏における 20 代の独身女性に限った 93 年 3 月の調査を見ると、結婚することに関して「どちらでもいい」という解答が 22 %、「しなくてもいい」が 4 %を上回り、また、東京都の 98 年の調査では「一人で暮らしてゆければ、あえて結婚しなくてもいい」と答えた人は、男性が 30.8 %だったのに対し、女性は 48.0 %にまで上っていて、結婚離れが顕著に進んでいることを裏づけている。これは 85 年ごろより新結婚難時代といわれ、適齢期女性の人数が男性より少ないことに合わせ、男性の未婚率の上昇が鋭くなっている一因ともなっている。

また晩婚化の裏付けとして東京都の 98 年の調査では、「世間で言う結婚適齢期は気にしない」という女性は 75.5 %にも及び、20 代の女性に限っては 82.3 %にもなっている。これは「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくても構わない」とする理想重視派が増加していることが伺える。

では結婚相手に求める条件を見てみると、1997 年の調査では独身男性の約 8 割、女性の約 9 割までもが「人がら」をあげている。95 年に発行された本にも、「亭主達者で留守がいい」から「愛がなければ意味がない」に女性の結婚観が変わったことが強調されている。つまり以前声だかに言われた「三高」（高収入、高学歴、高身長）志向は低くなっているようである。

そして男女とも「自分の仕事に対する理解と協力」「家

事、育児に対する相手の役割」がこれに続いている。また男女で大きな差異のあった項目は、「経済力」と「職業」が挙げられ、女性は経済力が33.5%、職業が21.8%に比べ、男性はそれぞれ2.8%、3.0%にすぎないことが出ている。これは90年の第一勧銀の調査でも女性が「人から」「愛情」「収入」「健康・体力」という順で重要項目を挙げていることと同様で、建前の中では家庭における男女の役割分業意識が敬遠されながら、心の底に「男は外で仕事をし、女は家で家事をする」という意識が根強く残っているあらわれではないかと見る向きさえある。また、近年晩婚化を反映してか、初めから子供をつくらないことを前提として結婚する人が増えるとともに、欧米等においては同性婚（同性どうしの結婚）も法律的に認められている国が増えていることも世界史的にも初めての事実として理解してゆく必要がある。

## 離婚の実態

我が国の離婚率（人口千人対比）は、1963年に0.73と戦後最低を記録した後、上昇傾向に転じ、1975年代後半から婚姻件数が減少したこともあり、一時低傾向を示したものの再び上昇し、1996年には離婚率1.66、離婚件数206,955件と初めて20万件を超え戦後最高を記録した。

離婚夫婦の全離婚件数に占める割合を同居期間で見ると、

やはり同居5年未満の夫婦がもっとも多く、75年では49%、96年では40.1%となるが、20年以上のいわゆる熟年夫婦を見ると、75年には5.8%にすぎなかったものが、96年では16.3%と大きく増加している。これは夫婦の役割分業の行き過ぎが、会話や交流の欠如を招き、夫の退職後に起こる悲劇として多くの事例が報告されている。

また、離婚理由として1997年の家庭裁判所における申し立て理由を見ると、夫、妻双方とも、1位は「性格が合わない」が入っている。実に夫の63.3%、妻の46.6%を占めている。2位は夫は「異性関係」をあげ20.9%、妻は「暴力をふるう」があげられ31.3%である。注目に値することとして第3位の夫に「家族・親族との折り合いが悪い」ことがあげられ20.1%、第4位の「同居に応じない」13.7%と高いランクで続くのに対して、妻の「家族との折り合い」は12.2%で8位、「同居」は実に4%で12位と際立って違っている。このことは今なお夫婦間において、嫁と姑の問題の葛藤が少なくないことを物語っているといえよう。

99年の2月『朝日新聞』の家庭欄においてもこの問題は連載で取り上げられ、嫁姑戦争が陰湿さを帯びていることを伝えている。これは同居の高い地域での申し立て理由に、この「家族との折り合いが悪いこと」が多いことから見ても、嫁と姑の問題は当事者の精神的苦痛だけにとどまらず、周囲の家族や親族をも巻き込んで想像以上の大問題

になっていることを示している。

## 晩婚化、非婚化の背景

前述のとおり現代日本では晩婚化、非婚化が進んでいるが、前に示したように結婚の意義を根底から否定する人は少なく、また未婚者の中でも結婚したいと思わないという人はほとんどいない。さしあたって現在の生活に特に不満や不自由さを感じていないこと、あるいはいい相手にめぐり会っていないことなどが理由である。またその背景として次のような環境の変化も指摘できよう。すなわち、今日では都市部を中心にコンビニエンス・ストアに代表されるような、単身者が生活してゆく上で不自由を感じさせないようなサービスが整っていること、結婚が遅れることに対する親族や世間一般による結婚を促すプレッシャーが以前と比較して弱くなっている点などである。

更に女性の変化も大きな要因である。92年に発表された「女性の現状と施策」（女性白書）を見ると、女子の大学・短大の進学率が89年以降男子を上回り、91年には女子39%、男子36%になったほか、就業者も年々増え、91年には全労働力人口の41%に達するなど、女性の高学歴、社会進出は一段と進んでいる。しかし、役所や企業の管理職、政界や司法界に占める女性の役割はいずれも1割未満と、政策・方針決定過程への参加は低水準で、職場で男女

不平等を感じている女性が 90 年の調査で55%と依然高いことも報告されている。

また一方「女の幸せは結婚」と考える女性は、87 年の 28 %から 90 年には 14 %と半減し、「男は仕事、女は家庭」との考えを支持しない女性が、支持派を初めて上回ったことが記されている。しかし共働き世帯でさえ実際に家事をする時間は、一日あたり妻 4 時間 17 分、夫 19 分 (91 年調査)。寝たきり老人の介護者も 9 割が女性と、女性の家庭内の負担は依然重いことが報告されている。また総理府は別に、男女参画調査を行っているがその結論としても、女性が家庭に関する責任を暗黙のうちに背負い込んでいる実態が明確になったとしている。

こうしたことから結婚に夢を抱けなくなった女性も多く、また一人での生活も、容易にまた自由気ままにおくれることなどから、晩婚化、非婚化は一段と進んでいる。

## 離婚の増加の背景

離婚の増加していることの理由として、女性の就業機会の増大などの要因のほか、意識の変化も指摘できる。

「相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方に賛成するものの割合は、1970 年代には男女とも 20 %程度に過ぎなかったものが、年を追うごとに増加し、1997 年には男女とも半数を超え、男 52.9 %、女 55.2 %に

もなっている。

またその背景として、恋愛結婚志向が強まったこと、結婚相手の条件が「人から」という相手本意の選択が行われるようになったことも挙げられる。つまり相手とうまくいかなければ、すぐ「別れればいい」という考え方につながってしまうからである。

また他の国との比較では、96年1月の新聞発表による総務庁の行った日本、韓国、米国の「子供と家族に関する国際比較調査」によると、「愛情がなくなれば離婚すべきだ」「事情によっては離婚はやむを得ない」という離婚容認論に、日本は55.3%、米国が80.0%に対して韓国は27.5%であり、反対に「いかなる理由があっても離婚すべきでない」「子供がいれば離婚すべきでない」の合計は、日本が42.6%、米国が17.1%で、韓国は71.6%と高く、韓国では離婚を社会的に抑制してゆこうという意識があり、日本ではこの数年の間に極めて寛容になったことが示されている。

特に「子供が小さいうちはどんなことがあっても離婚すべきでない」という意見に肯定的な人の割合は、いかなる年代でも男性より女性のほうが低く、特に30代という小さな子供を抱えている女性では、男性より24%も低い44.2%と最低を示している。現代はもう「子はかすがい」とはいかなくなっていると思わなければならないだろう。

また、「親が離婚するのは親の自由」という考え方に対しては、「そう思う」と解答した割合は、20代37%、30代31%、40代27%、50代20%となっていて、若い世代ほど離婚に対する抵抗感がなくなってきたことを示している。

## 仏教者としての対応

80年代より声高かに叫ばれるようになった「少子化」という現象の要因は、出生率の低下、一夫婦あたりの子供の人数の低下というよりも、今まさに示した晩婚化、非婚化の進行、離婚の増加により、子供を持つ可能性がある人の絶対数が減少したことが主な原因であることがわかってきた。

また国勢調査によると平均世帯人数が1990年に2.991人と3人を切っている。これは単身世帯の増加や、三世帯世帯の現象などが主な原因といわれている。学生や未婚者という若年層だけでなく、年配の未婚者、死別、離婚者など高齢層も単身世帯が増加しており、これは今後も続くといわれている。家族のコンパクト化が進行しているのである。

こうした傾向の中で人々は、「家族」「家」という伝統的な関係よりも、個人を第一に考えるライフスタイルが尊重され、旧来の「家」観念の象徴である「墓」というものに

対する考え方も変わってきている。「入りたいお墓」についてのアンケートでは、「家の墓」と答えた人は男性53%に対し女性は38%であり、「自分と配偶者の代からの墓」に男性、女性ともに21%、「自分と配偶者だけの墓」に男性7%、女性11%で、「実家（生家）の墓」に女性7%が続いている。従来の「〇〇家先祖代々の墓」という家の墓に入るのが当然という考え方は、今や常識とは言えなくなっているのかもしれない。

仏教者として相談を受けた時、言わねばならないことと、言ってはならないことがある中で、私自身はこの「結婚、離婚」という問題に関しては言ってはならない項目に入ると考えている。今見てきたように結婚観、離婚観が大きく変貌している中で、従来の道徳や倫理観に縛られた考え方を固持するのではなく、相手が決めたことを応援するくらいしか仏教者にはできないことだと考えている。変貌する価値観に対してどう立ち向かうかは、個々のケースの中でその場その場で考えるしか方法はないのである。

しかし、こと家族の問題は別である。家庭のホテル化などということはいかなる方法を用いてもなくしてゆかなければならないと考える。人は一人では生きられず、人間として成長してゆくためには人と人との関係を築き、社会化してゆかなければならないし、世間から生かされている自分という仏教の基礎である縁起の法の理解のためにも、その最小の単位である家庭での人間関係を基本としなければ

ならないだろう。そのためにも、家庭が安らぎの場となり、助け合いの精神と思いやりの心を育てる場となるよう、仏教者は運動しなければならない。

## 参考文献

- 『現代日本人の意識構造』 NHK放送文化研究所  
NHKブック 98.6
- 『変わりゆく日本人』野村総合研究所社会・産業研究本部  
NRI野村総合研究所 98.7
- 『平成10年版 厚生白書』厚生省  
ぎょうせい 99.6
- 『子供と家族に関する国際比較調査報告書』  
総務庁青少年対策本部 96.4
- 『現代の嫁姑関係—姑たちへのアンケート調査を通して』  
ライフデザイン研究所 98.10
- 『朝日新聞』など新聞各紙



高齢者をめぐって

# 介 護

佐藤 雅彦

## 「介護」をめぐる現実と課題

2000年から施行される公的介護保険をめぐる問題は、テレビや新聞をはじめ多量な情報が交錯している。ここでは特に介護保険の周辺に横たわる問題をあげ、改めて「超高齢社会」といわれる現実をみることで、檀信徒への教化を考える上での課題をあげることにする。

### <高齢者社会が深刻な問題になる>

日本の高齢化の特徴：①スピードが非常に速い。65歳以上の方が人口に占める高齢化率は、日本が14.8%。世界で最も高いスウェーデンが18%、7%から14%になるのに85年かかったが、日本はたった24年でここを駆け抜けている。21世紀に入ってまもなく日本の高齢化率は世界一になる。こんなに短期間に高齢化が進んだ国は他に例がない。②寝たきりなど介護を必要とするお年寄りが多い。三世同居でも共働きの場合、昼間は若い人がいない。孫は学校。ひとり暮らしの老人と同じような状態。そういう

ことからいわゆる寝たきりがつくられる。③要介護、援護老人が増え続けている。1993年には200万人いた。厚生省の推計では2025年には520万人にもなる。とてつもない数字。

<そこで将来を見越した公的介護保険制度が考えられた>

何とか新しい仕組みをつくらないと21世紀はもたない。団塊の世代では年間280万人も誕生していたのに、21世紀には100万人しかいない。単純計算すると20年後には今の3倍のお年寄りを見ることになる。当然、若い人の負担分は多くなる。今のうちに安定した制度の仕組みをつくる必要性がでてきて、その財源として公的介護保険が検討されることになった。

<在宅介護は、ほとんど家族に依存している>

そのために家庭が崩壊した例がたくさんある。中には介護放棄、虐待という例も報告されている。身内なのに憎しみを感じたという人も多い。それぐらい家庭内介護は大変。それを社会全体で支えようという制度が公的介護保険。

(『朝日』朝刊、広島版、96.9.14, 山口昇)

<医療周辺の人材・施設充実を>

元ニューヨーク医科大教授で心臓外科医の広瀬輝夫氏は「日本は米国に比べ病院や病床が多い反面、看護婦や看護補助者、保健施設はけた違いに少ない。生活の質を高めるための人材や施設整備の充実が急務だ」と訴えた。日本

の人口は米国のほぼ半数だが、広瀬氏によると、90年時点で日本の病院数は米国の1.7倍近い約1万、病床数は2.2倍の約195万に上っている。一方、看護婦は4分の1の約55万人、看護補助者は10分の1に満たない約10万人。老人保健施設も10分の1足らずの3,500施設程度という。広瀬氏は「医療の水準は高いが、周辺にある介護や在宅福祉などは米国に学ぶべきところが多い」と話す。

(『朝日』日曜版、96.9.15)

#### <問題多い介護保険法案>

介護の社会化には大賛成で、その財源を保険と租税の両方に求めることにも消極的に賛成。しかし、厚生省の作成した介護保険法案は、利用者サイドから見てもとても問題が多すぎ、このままでは「介護保険で私たちの老後は安心」とはとても言えない。逆に現行制度より悪くなる側面もある。医療保険との違いを中心に3つの理由を述べる。

(1)介護サービスを受ける手続きがきわめて複雑になること。具体的には、①市町村窓口への申請、②要介護認定、③ケアプランの作成、④実際のサービス利用、の4段階が必要。全国的には、要介護認定に2～3ヵ月(以上)を要するだろう。その結果、介護保険によるサービス利用の開始は、現行の老人医療・医療保険だけでなく、利用しづらいと評判の悪い措置制度より遅くなる。

(2)医療保険と比べ、サービス給付の範囲と水準がはるか

に限定的である。医療保険では、医師が必要と判断する限り、サービス給付に上限はないが、介護保険では二重三重に給付制限がある。要介護度ごとに支給されるサービス費総額の上限が決められており、それを越えたサービス利用は全額自己負担になる。……法案では、在宅サービスに、訪問看護を含めて、営利企業の参入が自由化されるので、このような企業が「高かろう良かろう」のサービスを提供し、介護保険から支払われる「平均的な費用を勘案した」額との差額を徴収することも可能になる。…

(3)加入者・利用者の負担に関して、低所得者への配慮に欠けている。法案には、保険料滞納者等に係わる支払い方法の変更、保険給付の支払い一時差し止め等、保険料未納者に対する「ペナルティー」が事細かに書かれており、その厳しさは国民健康保険法とけた違い。その結果、低所得の老人を中心に、無保険者が大量に発生し、最も公的介護を必要とする低所得層の老人がそれを受けられなくなる危険性がある。さらに、一律1割の利用者負担も、現在無料のサービスを受けられる低所得者には大きな負担増となる。…

（『朝日』夕刊、96.9.21、二木立）

<老人看護に医院を>

「住民に一番身近な医院のベッドを、お年寄りの長期介護用として活用しよう」という医療法改正案が介護保険法案と抱き合わせの形で臨時国会に提出された。実現すれば、

医院のミニ老人ホーム化が進みそうだ。

(『朝日』朝刊、96.12.20)

<痴呆の人たちはどうなるか>

介護保険制度が導入されると、痴呆の人たちはホームからはじき出されるのではないかと懸念する。新制度では、介護の必要度に応じて保険給付額を決める。痴呆の人より寝たきりの方が高くなりそうのため、ホーム側も経営を優先させるあまり、痴呆の人を嫌い寝たきりの人を優先することも考えられる。

(『朝日』朝刊、97.5.22、多摩同胞会常務理事鈴木)

<助けを求めても大丈夫 介護者の意識、調査公表で変わった 宮城県松山町>

制度上の問題点が議論される中、サービスを使うこと自体に利用する側の抵抗感があっては制度は生きない、との根源的な指摘がある。東北地方のある町では、介護する家族の負担感を聞いた調査をきっかけに、世間の目を気にしてサービスを使えなかった人たちの意識が少しずつ変わりはじめた。……回答したのは24人。家族の抑鬱度をみるために、体や心の動きについて、食欲不振、不眠など20項目を尋ねた。すると半分の人に抑鬱症状があった。使っているサービスの種類数によって、抑鬱症状のある人とならない人に差が見られた。…5年前は町の人に「親をホーム

に入れた」と非難されたが、最近では理解者が増えた。神戸市看護大教授の岡本祐三さんは「介護者が最もつらいのは精神的なストレス。これを軽くするには、『介護は家族がするもので、助けを求めるのは敗北だ』という呪縛から解放されて、サービスを使うことが必要だ。その出発点は、介護が負担だということを認めること。これはどの地域にも共通する。介護保険を生かすためには、家族の心情に配慮した取り組みが欠かせない」と話している。

（『朝日』朝刊、97.5.28）

<家庭でのお年寄り虐待、虐待者6割が自覚なし 974例を調査>

家庭内での高齢者虐待について、大阪老人虐待研究会が全国調査を実施。男性は妻からが半数近く、女性の場合は息子の妻からが約3分の1に上るが、虐待者の約6割は自覚がない。…虐待の内容は当事者が意図しない場合も含め、複数回答で、日常の世話の放棄 573例、身体的虐待 460例、心理的虐待 448例、現金を渡さない・取り上げるなどの経済的虐待 149例、性的虐待 3例。…虐待されている高齢者は、痴呆や、知られたら怖い、見放されたら困る、家を離れたくないなどの理由で、あきらめ、無反応、すぐ忘れる、虐待されていることを隠す、などし、6割以上の人は訴えたり、助けを求めたりはしない。

白井キミカ助教授（大阪府立看護大学）は「世間には在

宅ケアがいい、というイメージがあるが、家族の役割を過大に評価してはいけない」と指摘、「高齢者、家族双方の立場を尊重した援助に加え、早期発見の手だてと法的システム作りが急務」としている。（『朝日』朝刊、97.8.27）

<介護保険法、負担が大変 国際政治学者・榊添要一さんの体験>

サービス料金がずっと安くない限り、最重度の介護費用は29万円では済まない。差額分を自己負担にした上に、利用料を払い、毎月保険料を支払わなくてはならない。結局、国民の負担を増やすだけなのではないか」「基本的に高齢者福祉は保険より税金でやるべきだと思う」「税金が高くて貯金はできなくても、倒れたら最後まで国がみてくれる。介護はプロに任せ、家族は愛情だけでいい。そういう社会にしないと、貧しい人が犠牲になる。根幹は政治の問題だ。（『朝日』朝刊、97.12.5）

<大阪ガスが介護事業に本腰 デイサービスセンターを2001年までに20カ所に>

有料老人ホームなどを運営している大阪ガスの子会社、アクティブライフ（大阪市）は、現在1カ所しかない痴呆性老人を対象にしたデイサービス（日帰り介護）センターを2001年までに20カ所に増設し、介護事業に本格的に取り組む方針を明らかにした。（『読売』大阪朝刊、98.1.3）

<介護保険制度 2000 年スタート 福祉へ参入業者、熱い視線>

来年度からは、民間企業もデイサービスやショートステイ、訪問看護ステーションの事業ができる。また、一定期間、福祉機器店に勤務するなどすれば、介護保険のケアマネジャーの受験資格を得ることもでき、保険給付サービスを提供するためのケアプランも作れる。白澤政和教授（大阪市立大学生活科学部）によると「社会福祉法人、医療法人、民間が競争して提供していく時代になる」。民間企業に必要なこととして、①経営的なノウハウだけでなく、地域に根ざしたサービスメニューを用意する、②専門性のある職員をたくさんもつ～を挙げ、「福祉産業が隆盛するかどうかは企業の理念にかかっている」と述べた。

（『読売』大阪朝刊、98.2.9）

<宅老所・人気集める日帰り介護 家庭的なサービスが魅力>

痴呆のお年寄りなどが自宅にいるように暮らせる場所という意味で、「宅老所」。こう呼ばれる高齢者向きの小規模なデイサービス（日帰り介護）が人気だ。家庭的なサービスが魅力で、急速に増えている。現在全国で 200 ヲ所を超えた。愛知県豊橋市の「ヤモリクラブ」は、築 50 年という民家を使っている。毎日 5～10 人ほどの高齢者や障害

者が集まり、朝から夕方まで過ごす。体操をする人、スタッフと雑談する人などそれぞれ好きなことをしている。「ゆったりとした時間が流れているようだ」という人が多い。スケジュールに利用者を従わせることがないためのようだ。…問題は、公的な助成がない宅老所が多く、利用者が割高で運営が不安定なこと。2000年に始まる介護保険制度では、一部の宅老所は保険の対象から除外される恐れもある。  
(『読売』東京朝刊、98.5.20)

＜施設職員が老人に心理的虐待 おむつ交換時に嫌み  
国内初の実態調査＞

施設内での高齢者に対する虐待についての国内初の実態調査が「高齢者処遇研究会」によってまとまった。調査に答えたのは施設職員だが、虐待しているのも施設職員が圧倒的に多く、虐待内容では「ひどい言葉を浴びせる」などの心理的虐待が目立った。…虐待されているのは女性が大半で、80歳以上を約半数が占めた。そして重度の介護施設である特別養護老人ホームとリハビリなどを行う老人保健施設で目立った。虐待内容では、①おむつ交換時に「よく出るなあ」と言ったり、「私らがいるからあんたたちは生活ができる」などと嫌みを言う、②きつい言葉でしかるなどの「心理的虐待」が最も多く46%、次いで呼んでも答えなかったために顔をたたいたり、つねったりするなどの「身体的虐待」、ナースコールが鳴っても無視する、おむ

つ交換をしないなどの「世話の放棄」の順。

(『読売』東京朝刊、98.5.12)

<ホームヘルパー、2010年には56万人に>

日本の人口は、出生率と死亡率がともに低下する中、非常に早いスピードで高齢化が進んでいる。このため高齢者の雇用確保と在宅介護体制の確立が必要となり、シルバー産業の市場規模の拡大が予測される。厚生省では在宅サービスの担い手となるホームヘルパーは2000年の介護保険導入時点で17万人、2010年には56万人になると推計している。しかし人口比では高齢社会先進国の半分程度の充足率しかないという。(『読売』大阪夕刊、99.2.13)

<「友人いる」欧米型に>

「家族以外に相談や世話をし合う親しい友人がいるか」を尋ねた調査で、日本では「友人がいる」は69.0%、「いない」は30.5%となっている。「友人がいる」とする割合は米国、ドイツより低く、他のアジアの韓国、タイ等に近しい。これは子供や孫との同居や接触の機会が多いアジア諸国では、友人より家族を頼る傾向が強いためと見られる。(『読売』東京朝刊、99.3.13)

<「老老介護」浮き彫り「65歳以上が世話」42%>

東京民医連が行った全国調査の一環で、何らかの介護

サービスを受けている都内の高齢者（65歳以上）3,824人の家族構成は「単身」が14.3%、「夫婦のみ」が18.8%、85歳以上の高齢者に限ってみると「単身」が35.1%、「夫婦のみ」が22.4%となり、より孤独な家庭環境になっている。在宅の介護をしてくれる家族の年齢は、65歳以上が42.1%に上り、高齢者が高齢者を介護する実態が浮き彫りになった。（『読売』東京朝刊、99.3.21）

### 課題——変わりゆく介護の担い手

これらの記事から現実をみると、改めて介護の担い手の変化が感じられる。

誰を、誰が、どのような場所で、どのように介護するかを考えさせる公的介護保険の周辺の問題も、それがいかに社会の中で公平に行われていくか、はなはだ疑問が残される。そこから生じる関係者たちの心の葛藤は、我々宗教者の関わる大きな接点になるだろう。ある時は、介護に疲れ、怒りとも思える感慨を起こすこともあるだろう。これみな当たり前の人間のなせる業と節度をもって、包容ある対しかたを心がけたい。

しかしどのような関わり方であれ、尊く頂戴したこの「いのち」を慈しむために、させていただく謙虚な心を忘れず、介護を必要とする人々の支えになる生き方を求めたい。

それがお釈迦様の説かれた布施のなか、「看病福田」思想に直接つながることを、積極的に説いていく必要があると考える。

# 高齢者虐待

落合 崇志

## はじめに

日本の社会は世界史上のどこの国も経験したことのない速度で、国民総人口のうち 65 歳以上人口が増え続けている。超高齢あるいは少子高齢社会の先駆けとして、先進諸国が日本のその対応に注目しているのが実際である。その対応の 1 つとして、平成 12 年春より「介護保険制度」が施行されるに至ったが、高齢者の抱える問題の一部を緩和させることはできても、問題の状況は複雑多岐で解決が難しくなる一方と考えられる。

さらには、高齢者とのかかわりの中でも、日常の会話や行動などで家族がしっかりと高齢者を理解し支えることができない状況も生じている。家族が高齢者の日常の生活を支えることができず、特に「在宅介護」「家族内介護」の場面から「虐待行為」が行われてしまった、との報告も多くなっている。

高齢者を取り巻くさまざまな問題のなかで、道徳的にも社会的にも許されない行為「高齢者虐待」について考えて

みたい。

## 高齢者虐待の理解のために

「虐待」この言葉は重苦しく、私たちの心にやりきれない想いを抱かせる。「児童虐待」「女性（配偶者）虐待」が社会問題化し、その社会的対応が展開されるようになった。しかし、「高齢者虐待」については、身近な家庭内に存在していてもそのことに疑問を持たれることが多い。その背景には、わが国では儒教や仏教思想、さらには今日の経済事情および住宅事情が根底にあり「三世代世帯」が多い社会で、「そんなことはない」と思われる傾向にある。このことが、「高齢者虐待」を社会の眼から隠された出来事にしてしまうのである。

「高齢者虐待」の出現率は65歳以上の人口で4～6%程度といわれており、年々上昇しているとの報告もある。通常、「虐待」といえば殴ったり、足で蹴ったりするというような身体的な暴力を思い浮かべる。しかし、「高齢者虐待」にはもっと広い範囲で捉えられるのが一般的といえる。「虐待の定義」は、時代の変化や社会の文化等によってひとつにまとめることは難しいが、あえて定義づけるならば、「高齢者虐待とは、親族などが主として高齢者と何らかの人間関係のあるものによって高齢者に加えられた行為で、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人

権を侵害し、時に犯罪上の行為をいう」とすることができよう。

さらに、この定義をもとに「虐待の分類」を試みると、「児童虐待」にはみられない高齢者であるがゆえに発生する独特な虐待もある。それは、年金や貯金さらには不動産を搾取する「経済的虐待」である。この「経済的虐待」の発生は大きく増加している。

では、実際の分類は次の5分類に分けられる。

#### ① 身体的暴力による虐待 (Physical Abuse)

他人から殴られたり・蹴られたり・つねられたり等の暴力を受け、身体に外傷・内出血・骨折・やけど等の傷跡が見受けられる場合。意志に反して身体を拘禁された場合。

#### ② 心理的障害を与える虐待 (Psychological or Emotional Abuse)

主として介護者側等からの言葉による暴力（脅迫等）や家族内での無視等によって心理的に不安定状態または心理的孤立に陥り、日常生活の遂行に支障をきたす「おびえ」等の精神状況が見受けられる場合。

#### ③ 経済的虐待 (Economic Abuse)

高齢者へ年金等の現金を渡さない、または取り上げて無断で使用する。高齢者所有の不動産を無断で処分する等、過度の経済的不安感を与えたと見受けられる場合。

#### ④ 介護等の日常生活上の世話を放棄、怠慢による虐待

(Neglect)

日常の介護拒否・健康状態を損なうような放置（必要な治療や適切な食事を保障しない）・生活上の制限（火気器具の使用制限）や戸外に閉め出すなどによって、高齢者の健康維持・日常生活への援助がなされていないと見受けられる場合。

⑤ 性的暴力による虐待（Sexual Abuse）

高齢者が性的暴力または性的いたずらを受けたと見受けられる場合。

この分類を、高齢者への介護経験をもつ家族に見てもらくと、多くの方がいくつか当てはまる状況にあったと反省している。

高齢者への虐待は先に掲げた分類の1つの種類が単発に発生するとは限らず、2種類以上の虐待が同時に発生することも分かっている。例えば、「身体的虐待」と「心理的虐待」とか「心理的虐待」と「経済的虐待」の組み合わせや、場合によっては、3種類以上の虐待が、1人の家族から1人の高齢者に同時に行われていることもある。

また、「児童虐待」の分野では「暴力のサイクル」といわれる考え方がある。これは、暴力という虐待が世代間に受け継がれていくという考え方である。すなわち、自分の子供を虐待する親は、実は自分が子供の時に親から虐待を受けた経験があるとの見解である。こうした世代間移行虐

待が「高齢者虐待」にも当てはまる事例も見えてきている。

## 現実を知る——その事例より

次の3つの事例は、「高齢者処遇研究会」が、全国の介護支援センターでの聞き取り調査から得られたものをまとめたものである。

事例①は、家族間に何らかの人間関係の問題が存在し、そこに高齢者を介護するストレスが加わって虐待が発生するケース。

事例②は、家族の何らかの要因によって虐待が発生するが、その対応上の障害ゆえに虐待や無視、放置が発生するケース。

事例③は、同居による人間関係の問題が潜在的にあるところに同居者の何らかのストレスが要因となり発生するケース。

この3つの事例から「高齢者虐待」の現実の一端を知っていただきたい。

### <事例①> 90歳の女性

#### 1. 本人の状況

歩行に困難を伴うが、ADL（日常生活動作）は自立している。主な疾患は、膝関節炎、胆石症、貧血で、貧血のために入退院を繰り返している。痴呆症状はない。

## 2. 家族の状況

同じ敷地内で長男夫婦がストアを経営し、同じ屋敷内に孫（長男の息子）夫婦が住んでいる。他に別居の子供が3人いるが、長男を含めいずれも先妻の子供である。しかし、本人は子供たちがまだ小さい時に結婚し、子供たちを育ててきた。先妻の末息子は戦死しており、本人の配偶者もすでに亡くなった。本人の主な経済的収入は戦死した子供の遺族年金である。

## 3. 主な介護者

本人は介護を特に必要としていない。

## 4. 虐待していると思われる者の状況

孫夫婦（夫 30 歳、妻 28 歳）

本人は受け取っている遺族年金の一部を長男には渡しているが、孫夫婦には渡していない。そのことで妬まれていることを本人は承知しているが、老後が心配と今以上渡す気はない。

## 5. 虐待と思われる状況

本人の弟から支援センターに相談の電話があったため判明した。本人は長男や孫夫婦との人間関係が悪く、自室のみを使用している状況で、自室に台所、水道がないため、電気コンロで煮炊きし、水は外の水道から汲んで来ていた。風呂も使えないため身体は拭くのみであった。また、食事が悪いので貧血で入退院を繰り返していた。しかし、本人は夫の生前よりこんな生活だったと苦にしていないようす。

## 6. 福祉サービスとしての対応

本人の弟から相談を受けた後、環境調整のためにソーシャルワーカーらが長男と連絡をとるが、忙しいの一点ばりて応じなかった。ホームヘルパーを派遣しても風呂が使えない状態のため、デイサービスを開始し、週2回の利用とする。

ふれあいコールも行うが、孫が出て本人は元気ですと本人を電話口に出さない。

平成10年1月、食事が悪く貧血による入退院の繰り返しが続くので、ソーシャルワーカーらが社協、保健婦、民生委員に状態を申し送り、給食サービスを依頼。しかし、家族がいるので対象にならないとされた。平成11年2月、再度依頼して、特例として週3日昼食の給食サービスが開始された。

そのうちに本人の身体機能が低下して、老人病院である私立総合病院に入院した。老人ホームは個人負担が増えるからと本人は現状でよしとしている。

## 7. 考察

遺族年金をめぐって同居家族との人間関係が悪化し、家族が自室以外の使用を認めず、介護も放棄し、老人病院に入院するに至った事例である。介護支援センターは老人病院入院まで、デイサービス、給食サービスの利用で本人の生活環境改善に寄与した。この事例の場合、本人が現状でよしとしているので、これ以上の介入は困難であろう。

## <事例②> 79歳の女性

### 1. 本人の状況

福祉サービス開始時（平成9年春）は杖歩行で行動範囲は家の中だけであるが、ADLはほぼ自立していた。夏に骨折により入院。その後、コルセット着用、全介助となった。痴呆症状はない。

おとなしい性格。

### 2. 家族の状況

長男夫婦と同居。長男は専職で介護は妻に任せきりの状態。何かあると妻に味方する。次男は別居。

本人はアパートを有しており、長男夫婦は本人の面倒を看るということで、アパートからの収入を得ている。

### 3. 主な介護者

長男の妻（45歳位）

### 4. 虐待していると思われる者の状況

長男の妻。

難聴気味か、入浴サービスで訪問した時、隣室で大きな音でテレビを見ていて出てこなかった。また、施設長が夫婦と面談した際、長男がしゃべり、妻はほとんど黙っていた。

パートで働いていたが、本人が骨折してからは仕事を止めて介護。

### 5. 6. 虐待と思われる状況および福祉サービスの状況

平成9年春から夏に骨折するまで、デイサービスを週1回利用。

平成9年秋から週1回、訪問入浴サービスを開始。

平成10年9月から再びデイサービスを週1回利用。

デイサービスで迎えに行っても全く準備ができておらず、職員が服を着せる状態であった。食事は1日1食。栄養失調状態で1週ごとに身体が衰えた。デイサービスで出されるものは食べており、食欲がないわけではなかった。

平成10年12月、顔面右半分に青あざがあり、どうしたのかと聞くと「ぶっつけたの」といい、悩みがあったら話してという促しにも「そんなことをいったら家に帰れない」という。しかし、胸の痛みを訴えるので、施設長である医師がレントゲンをとると、肋骨が2本（右第3、4）骨折していた。骨折し放置して置かれたもので、両大腿部にはつねられたと思われる手の甲大の青あざもあった。本人に聞くと叩かれ、乱暴に扱われたという。しかし、長男夫婦を呼んで医師が事情を聞くと、本人がベットから落ちたといった。

本人が家に帰りたくないと訴えるため、施設職員は福祉事務所、社協のコーディネーターと相談の上、そのままショートステイで入所させた。三男夫婦には身体が弱っているようだから短期間ということで了解を得た。

1ヵ月間であったが、入所中は食欲があり体重が増えた。ショートステイを引き延ばして措置入所にするために、

施設職員が福祉事務所、社協のコーディネーター、民生委員と連絡をとり、三男夫婦の説得にあたったが、了解が得られず退所した。退所に際しては社協のコーディネーターにヘルパー等の配慮を依頼した。

退所後は食事を取らなくなり、栄養失調状態になって病院に入院した。経管栄養。

入院中に、退院後は措置入所をと関係者間で検討していたが、2月末に死亡した。

## 7. 考察

長男の妻が介護するも、ほとんど介護放棄の状態。レントゲン検査で肋骨骨折が発見されたのを機に、帰宅を拒む本人をショートステイで入所させた。その後、措置入所をはかるも実現せず、帰宅した本人は食事をとらなくなり、栄養失調状態で亡くなった。

食行動は精神的要因の影響を受けやすい。望まぬ帰宅が本人の生きる希望を失わせ、食事をとることができなくなったのだと思われる。あるいは、意志的な拒食であったのかもしれない。

本人が老人ホーム入所を切望したにもかかわらず、家族の反対で実現せず、死期を早めたことは残念としかいいようがなく、何とか本人の意志を優先させるようなシステムが求められる。

また、本事例の場合、虐待者の介護能力にも問題があったかもしれず、デイケアで栄養失調状態が判明した時点で、

ホームヘルパー、給食サービスの利用などを検討した方がよかったのではないだろうか。

### <事例③> 68歳女性

#### 1. 本人の状況

性別：女性      年齢：68歳      職歴：主婦

主な疾患：脳卒中後遺症・高血圧症・軽度の痴呆

A DL：食事以外、入浴、排泄、更衣は一部要介助。

歩行は手すりをもち室内にて可。自室のベッドに寝たり起きたりで、気分の良いときは座敷まで壁等をつたわり歩いて移動する。食事は夫の用意したものを台所で食べる。

#### 2. 家族の状況

夫（70歳）と本人の2人暮らし。長男夫婦は隣町にて飲食店を経営している。

長女は町内に嫁いでいるが、介護には関与していない。

夫は貴重面な性格であり、農作業と家事を完璧にこなしており、健康である。

#### 3. 主な介護者

夫が介護にあたっている。状況としては、身のまわりの世話、食事の準備からあとかたづけ、掃除、洗濯といったすべての家事活動を行っている。入浴・排泄介助も1人で行っている。

#### 4. 虐待していると思われる者の状況

夫がアルコール依存症のため、飲酒後に暴力行為を行う

ことがある。

## 5・虐待と思われる状況

平成8年4月 ショートステイ利用申請が出ていたため、自宅まで本人の様子等を見にいったところ、本人が広間で血だらけの状態で見えていた。その時、夫は作業をしていたが、本人の異常についてたずねても何も話そうとしない。本人からは「昨夜、夫の酒乱で暴行を受け、けがをして血がついた」と聞く。この時点で、隣町の長男と連絡をとり即日ショートステイ利用の手続きをし1ヵ月間利用する。

平成8年5月よりデイサービスを利用する。内出血のあとは時々みられていた。内服薬の管理ができないため、デイ利用日に血圧が高く入浴できない状況が続いた。

平成9年4月18日 血圧が高いこと、デイを2週間続けて休んでいるため、生活状況・体調の把握、内服薬の管理等を目的とした定期的な訪問を開始する。

4月29日 夫より「ばあさんがいろいろとうるさいので、1週間あずかってほしい」と施設に電話が入る。電話を切ると同時に、本人は1人でタクシーにて施設に来る。

「じいさんに、なぐられる」と既に失禁しており衣服はぬれていた。夫については施設よりヘルパーがその状況を見に行くと、酒を飲み作業着のまま布団をかぶり寝ていた。

6月15日 支援センターヘルパー派遣開始。訪問すると本人は衣類を味噌汁でぬらしている。夫は「ばあさんがひとつも言うことを聞かない」と興奮気味であった。

7月16日 特養入所決定の報告あり。訪問すると夫は福祉事務所よりすでに連絡を受けていた。夫は「きつかった。炊事、洗濯、本当にきつかった。この10年」と涙ながらに語る。

7月20日 本人特養入所。夫は週2回ホームヘルパーの訪問を受ける。

#### 施設入所後

平成9年11月 夫がむかえにきて2、3日の予定で帰宅する。5日後夫につれられて帰園するが、本人は後頭部打傷他数カ所に内出血あり。けがをしたときの状況をたずねるが、本人と夫にくい違いがある。長男に一連の経緯を伝えると、本人が帰宅していたことも知らず驚いている。後日、長男より「頭部の傷については、父親（夫）の暴力によるもの」と報告がある。

平成10年1月 長男嫁の付き添いにより年末より帰宅する。1週間後に帰園し、全身黒くあざだらけで痛がっている。本人によれば夫に杖で打たれ腰痛もあるとのこと。痛みが数日しても治まらず、食欲もないので診察する。レントゲンの結果第12胸椎圧迫骨折が認められる。頭部CTの結果は問題ない。

平成10年8月 長男嫁付き添いにより、盆帰宅する。3日後夫より「ばあさんがいなくなった」と電話があった。ワーカーが様子を見にいったところ、本人は納屋の2階におり、夫はかなりの飲酒をしていた。本人を帰園させると

身体中内出血のあとがあった。

## 6. 福祉サービスとしての対応

デイサービス（平成8年5月から入所まで）

ヘルパー派遣（平成9年6月から週2回——夫に対して継続）

ショートステイ

特別養護老人ホーム入所（平成9年7月20日より）

## 7. 考察

この事例は、老夫婦間による身体的虐待の典型といえる。だが、虐待の背景をみると老夫婦間の関係でも性的交渉（夫の性的欲求のはげぐちにされてしまう妻）にかかわるトラブルから、夫が妻に対して暴力による身体的虐待あるいは性的虐待をはたらくといった状況を重ねている。これらの点については介護支援センターおよび福祉施設の関係者からも証言を得られ確認できた。今後、高齢夫婦間での性的交渉にかかわる身体的虐待、さらには性的虐待が表面化してくると思われる。

## まとめにかえて——身近な高齢者の生活に眼をむける

ここで取り上げた、「高齢者虐待」は現代社会における高齢者を取り巻くさまざまな問題の中でも、表面化しづらく、家族間に内在されてしまいその状況は悪化の一途を辿ってしまう場合が多い。日頃、私たちが接している檀信

徒をはじめ近隣の方々の中にも、高齢者を抱えて、他人に相談できないで一人悩んでいる方もいる。日本は世界史上例を見ないスピードで高齢社会に突入した。その衝撃は計り知れないものである。が、「介護保険制度」の展開によって、一時的にはその衝撃も緩和されたように感じられるであろう。次なる衝撃はさらに計り知れないのである。

浄土宗に限ることなく、各宗寺院の住職および寺族がその地域で生活している身近な高齢者の生活に眼をむける必要がある。地域の社会資源や公的サービスの状況に熟知し、その情報を檀信徒の皆さんに提供することも、これからの寺院機能に課せられた課題の1つと位置づけられよう。

各寺院ともかかわりのある高齢者の生活に眼をむけ、高齢者とその家族に「声がけ」を展開することにより「高齢者虐待」に陥らない「心のケア」がすすめられると信じている。

社会生活のなかで、平等で人権を守ることを、さらに積極的に展開位置づけ、21世紀の浄土宗の1つのスローガンに掲げて努力を重ねていかなければならないであろう。

### <参考文献>

高齢者処遇研究会編「高齢者虐待防止マニュアル」

長寿社会開発センター 平成11年

\* なお、高齢者処遇研究会がボランティア活動として電

話相談を実施している。

日本高齢者虐待防止センター 電話 0424-62-1585

毎週月曜 13:00～16:00



< 執筆担当 > (執筆順)

鷲見 定信 (浄土宗総合研究所主任研究員)  
佐藤 良文 ( 同 研究員)  
大室 照道 ( 同 嘱託研究員)  
武田 道生 ( 同 専任研究員)  
林田 康順 ( 同 専任研究員)  
戸松 義晴 ( 同 専任研究員)  
長谷川 岱潤 ( 同 嘱託研究員)  
佐藤 雅彦 ( 同 嘱託研究員)  
落合 崇志 (大正大学人間学部人間福祉学科専任講師)

< 編集担当 >

鷲見 定信  
林田 康順  
細田 芳光 (浄土宗総合研究所専任研究員)  
大蔵 健司 ( 同 研究員)

本冊子は、従来浄土宗総合研究所が編集・発行していた『布教資料』シリーズ（第10集まで刊行）をリニューアルした『総研叢書』シリーズの第1集である。より広い視野で現代社会の様々な問題を積極的に取り上げていこうと趣旨でシリーズ名を改称、発行も浄土宗に変更した。宗内教師各位の教化の一助に資することができれば幸甚である。本シリーズについてのご意見、ご要望、お問い合わせ等は、浄土宗総合研究所まで。

## 浄土宗総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4  
TEL 03-5472-6571 FAX 03-3438-4033  
<http://www.t3.rim.or.jp/~rf01-jsk/>

“いのち”が危ない

総研叢書 第1集

平成11年12月15日 発行

編集 浄土宗総合研究所  
印刷 株式会社共立社印刷所  
発行 浄土宗

浄土宗宗務庁

〒605-0062 京都市東山区林下町400-8  
TEL 075-525-2200(代)

浄土宗東京事務所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4  
TEL 03-3436-3351(代)



